

第 4 期
草津市
地域福祉計画

(案)

令和 3 (2021) 年 月

草津市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	3
2. 地域福祉をめぐる考え方	4
3. 計画策定の視点	5
4. 計画の位置づけと期間	6
5. 計画の策定体制	8
6. 圏域の考え方	9
第2章 現状と課題	11
1. 市の現状	13
2. アンケートから見る住民意識	20
3. ワークショップ結果	28
4. 第3期計画における取組と課題	33
5. 第4期計画に向けた主要課題	36
第3章 計画の理念と体系	37
1. 計画の基本理念	39
2. 計画の基本目標	40
3. 目標数値	42
4. 施策体系	43
第4章 施策の展開	45
基本目標1 みんなで育ち合う人づくり	47
基本方向1) 福祉意識の醸成	47
基本方向2) 住民活動の機会創出と人材育成	50
基本方向3) 福祉学習と地域交流の推進	53
基本目標2 みんなで支え合う地域づくり	55
基本方向1) 地域ネットワーク機能の強化	55
基本方向2) 地域福祉活動の推進	58
基本目標3 みんなが尊重される福祉のまちづくり	61
基本方向1) 相談支援体制と情報発信の充実	61
基本方向2) 安全・安心な地域づくり	64
基本方向3) 生活困窮者自立支援と権利擁護の推進	68
重点プログラム	71

第5章 計画の推進に向けて	75
1. 協働体制による計画の推進	77
2. 計画の評価	78
資料	79
1. 草津市附属機関設置条例	81
2. 草津市附属機関運営規則	83
3. 草津市地域福祉推進市民委員会委員名簿	86
4. 策定経過	87

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景
2. 地域福祉をめぐる考え方
3. 計画策定の視点
4. 計画の位置づけと期間
5. 計画の策定体制
6. 圏域の考え方

1. 計画策定の背景

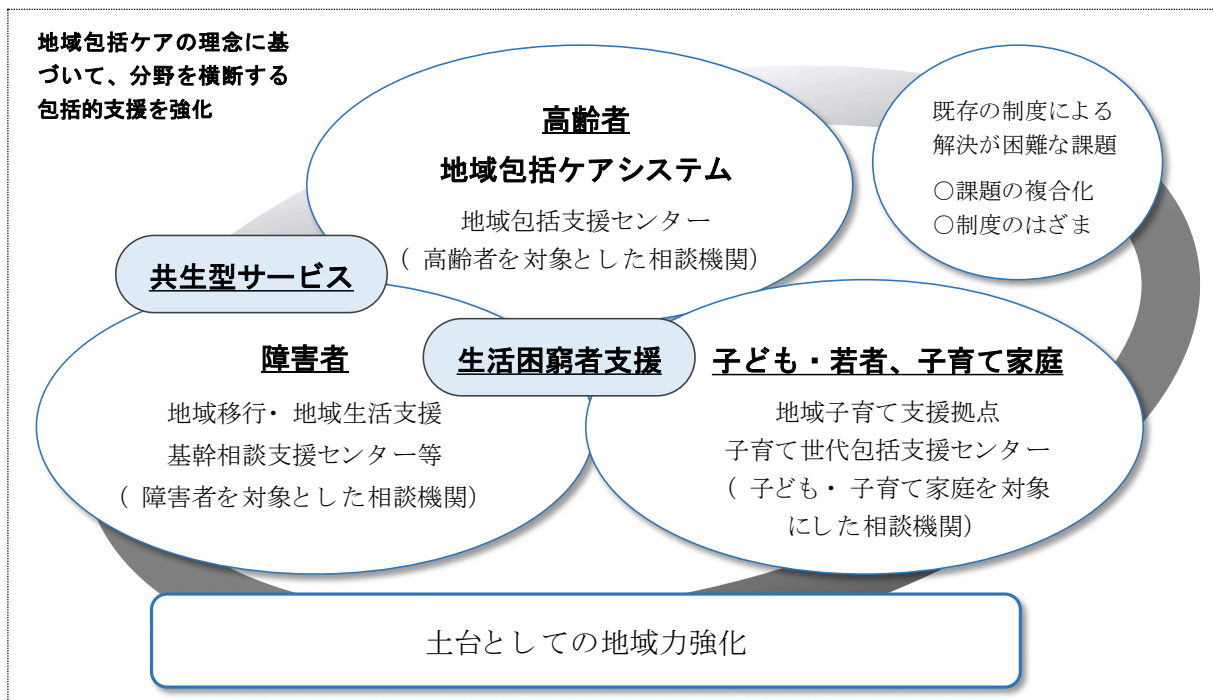
国においては、平成12（2000）年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等を柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29（2017）年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

少子高齢化、核家族や一人暮らしの増加、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっています。これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民が健やかで幸せに暮らしながら、身近にある様々な福祉ニーズに気づき、地域全体で課題の解決に取り組んでいけるような「地域力」の向上が求められています。

「地域共生社会」の実現のためには、行政の施策・取組の充実はもとより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心の醸成・再構築が必要です。また、「地域福祉」に関する取組の充実、まちを豊かにし、いつまでも住み続けられる地域の構築には欠かせない視点となってきました。

こうした背景から、本市では、「第3期草津市地域福祉計画」（以下、「第3期計画」という）の基本的な方向性を引き継ぐとともに、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進していくため、「第4期草津市地域福祉計画」（以下、第4期計画）という）を策定し、市民が安心して生活できる地域共生社会の実現をめざします。

◆「地域共生社会」の実現に向けて、めざすべき包括的な支援体制（概念図）◆



2. 地域福祉をめぐる考え方

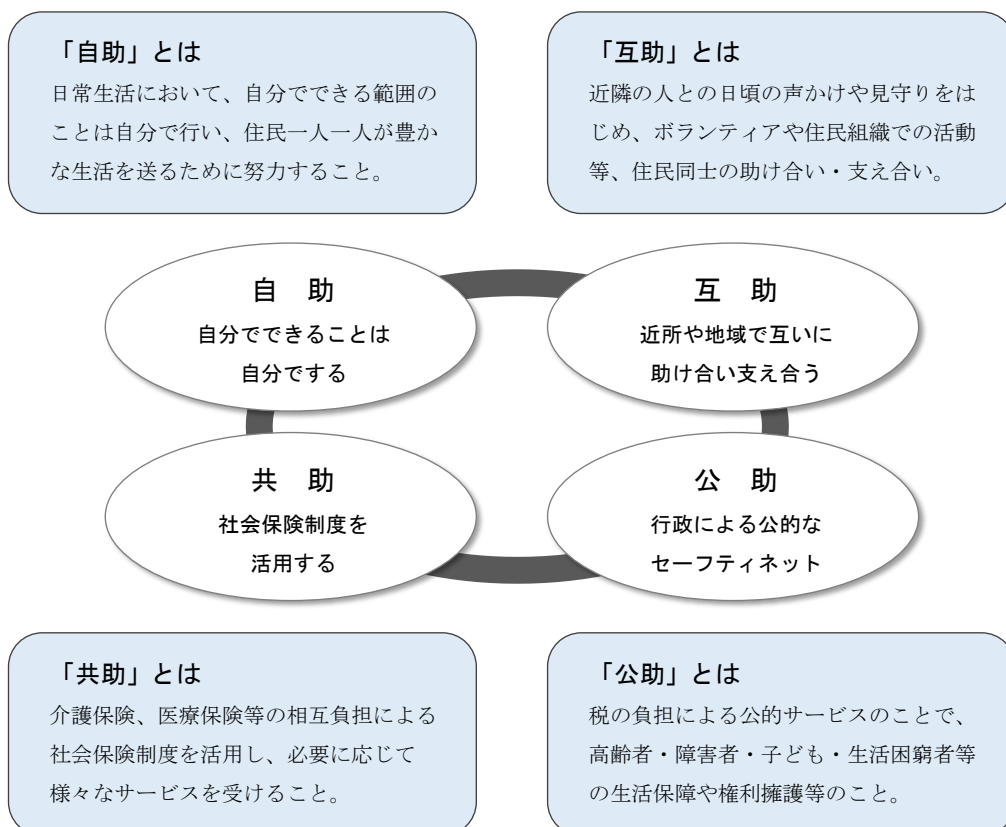
「福祉」とは、特定の誰かだけでなくみんなが幸せになれることを目的とした、行政をはじめ社会における様々な取組や活動を言います。それに対し、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者等あらゆる主体がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

そのためには、身の回りに起こる日常的な問題は個人や家庭の努力で解決する（＝自助）とともに、近所や地域、ボランティアによる助け合いや支え合いにより解決を図る（＝互助）ことが必要です。また、介護保険や医療保険等の相互負担による社会保険制度の活用（＝共助）や公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）も考えられます。

自助・互助・共助・公助が連携・連動するとともに、これからは従来の固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。

本市の地域福祉をより充実させていくために、行政や市社協、学区社協をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

今後、「地域福祉」の重要性が高まるなか、地域の構成員が健やかで幸せに暮らしながら、地域社会の問題に自ら気づき、関係組織や行政等と協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していけるような「地域力」を高めることが必要です。そのため、地域の様々な人々たちによる助け合い・支え合いを推進するとともに、公的支援体制等の充実を図ることを目的に、地域福祉計画を策定します。



3. 計画策定の視点

平成29（2017）年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

上記5つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して本人・世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制づくりが求められています。

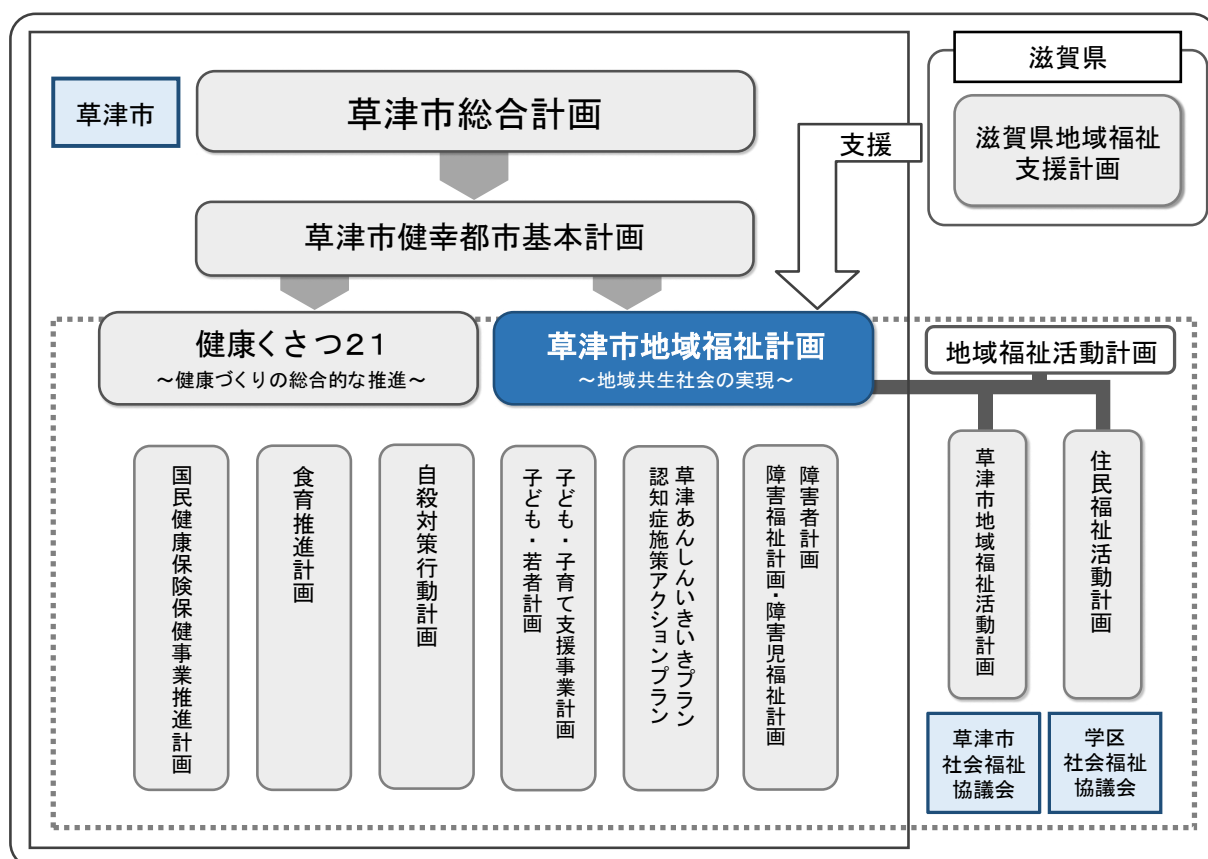
本市では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた様々な施策・事業をブラッシュアップしてより効果的に展開するとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者等あらゆる主体の連携を強めて地域力を高めていきます。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進していきます。

4. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、この第4期計画は、草津市総合計画および草津市健幸都市基本計画がめざすまちの将来像や基本理念の達成に向けた、“福祉のまちづくり計画”です。また、第4期計画は、福祉に関する個別計画（高齢・介護、障害者等に関する計画）に関し、共通して取り組むべき事項を体系化するものであり、他の福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、第4期計画策定には、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」が包含されているものとします。



(2) 計画の期間

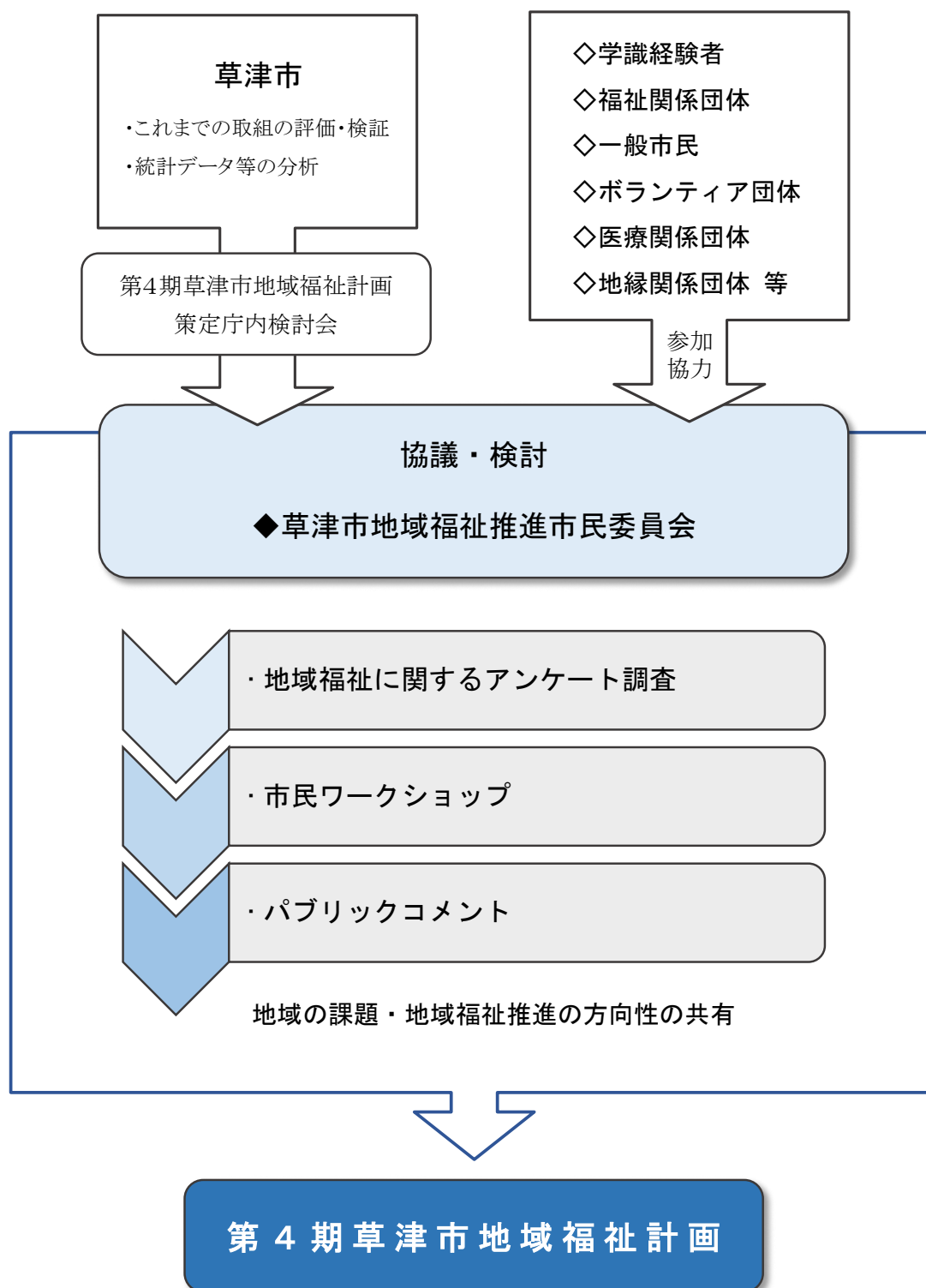
第4期計画の期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。

和暦(年度)	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
西暦(年度)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
計画	第3期草津市地域福祉計画					第4期草津市地域福祉計画				
	一部改定版									

※ 第3期計画は、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29（2017）年6月に公布され、平成 30(2018)年4月からの施行に伴い、平成 30(2018)年3月に一部改定を行いました。

5. 計画の策定体制

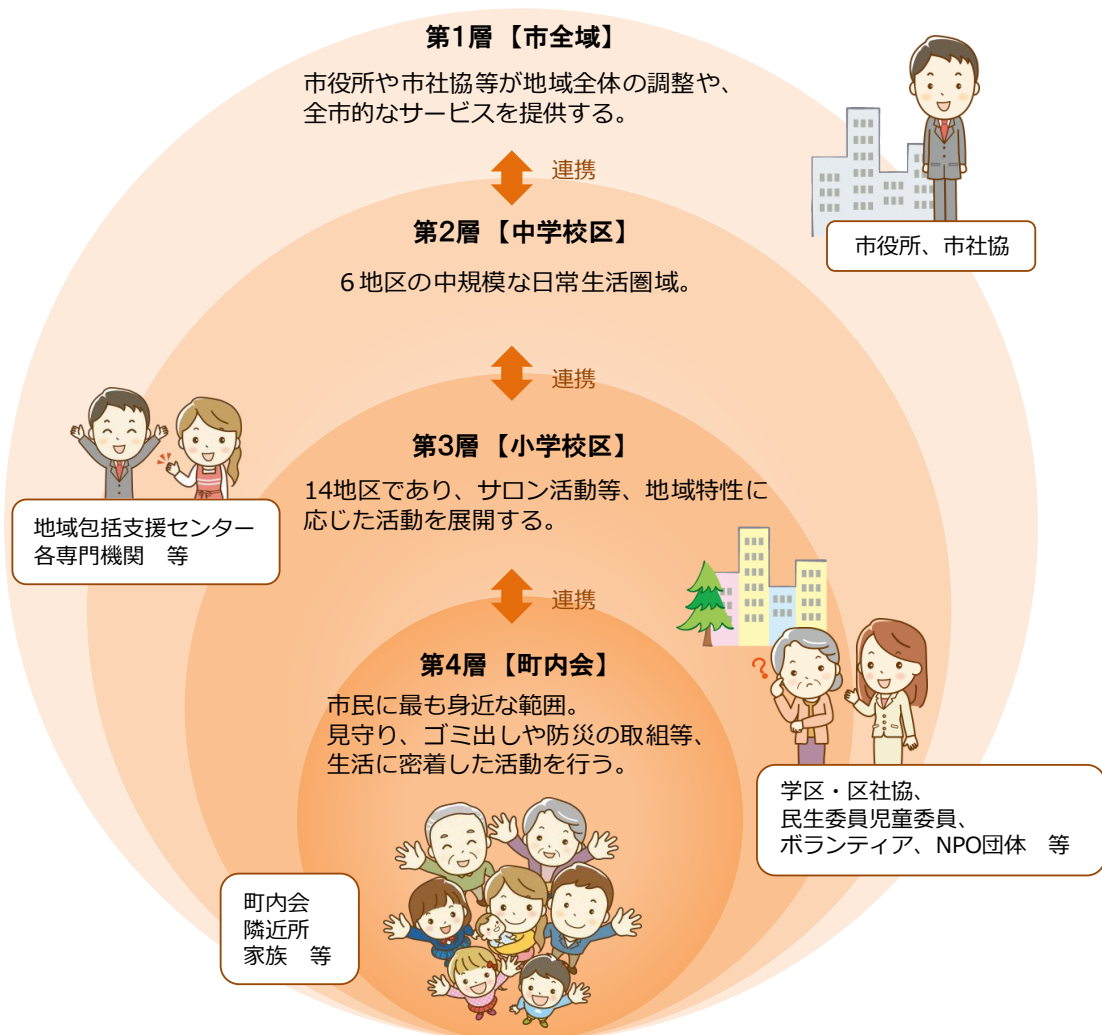
第4期計画の策定に当たっては、住民と行政の協働・連携により、「草津市地域福祉推進市民委員会」において審議するとともに、「第4期草津市地域福祉計画策定庁内検討会」において計画の素案づくりや意見調整等を実施しました。



6. 圏域の考え方

地域福祉活動は、市内の各所で様々な取組が行われますが、その広さや大きさに応じた機能や役割があるため、本計画では、地域福祉活動を推進する範囲（圏域）を「市全体」、「中学校区」、「小学校区」、「町内会」の4つに定めます。

地域レベル	各地域レベルの考え方
第1層 市全域	市の総合的な施策・事業の範囲であり、市社協、福祉事務所、障害者生活支援センター等と連携。
第2層 中学校区	30分で駆けつけられる範囲。住民組織では対応できない専門的な支援を行う層。教育環境に共通性がみられる。
第3層 小学校区	学区まちづくり協議会・社会福祉協議会の活動範囲。立地条件や生活環境に共通性がみられる。地域特性に応じた活動を行う層。
第4層 町内会	お互いに顔のみえる、市民に最も身近な組織がある範囲。ゴミ出しや防災の取組等、生活に密着した活動を行う層。



第2章 現状と課題

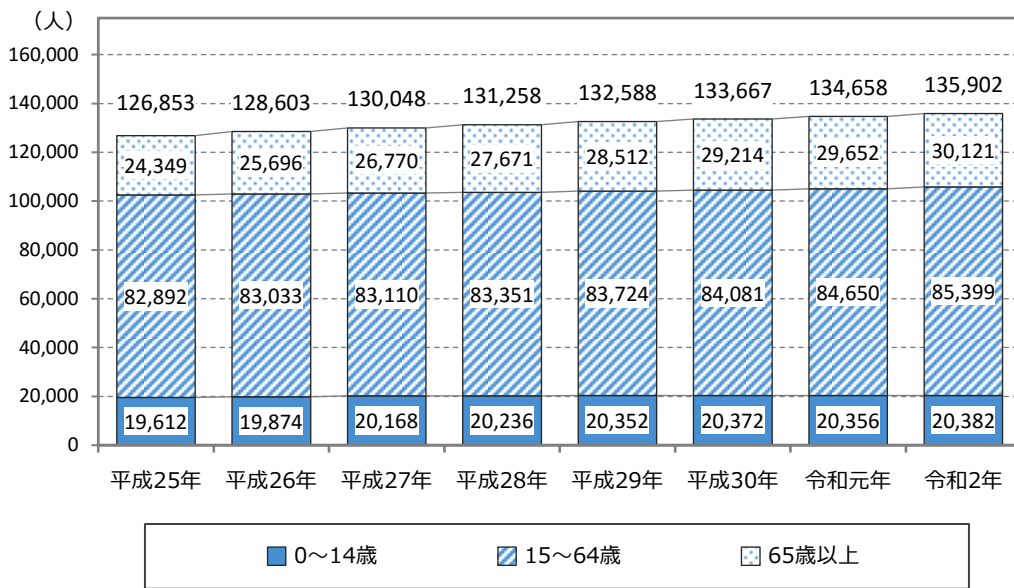
1. 市の現状
2. アンケートから見る住民意識
3. ワークショップ結果
4. 第3期計画における取組と課題
5. 第4期計画に向けた主要課題

1. 市の現状

(1) 人口の推移

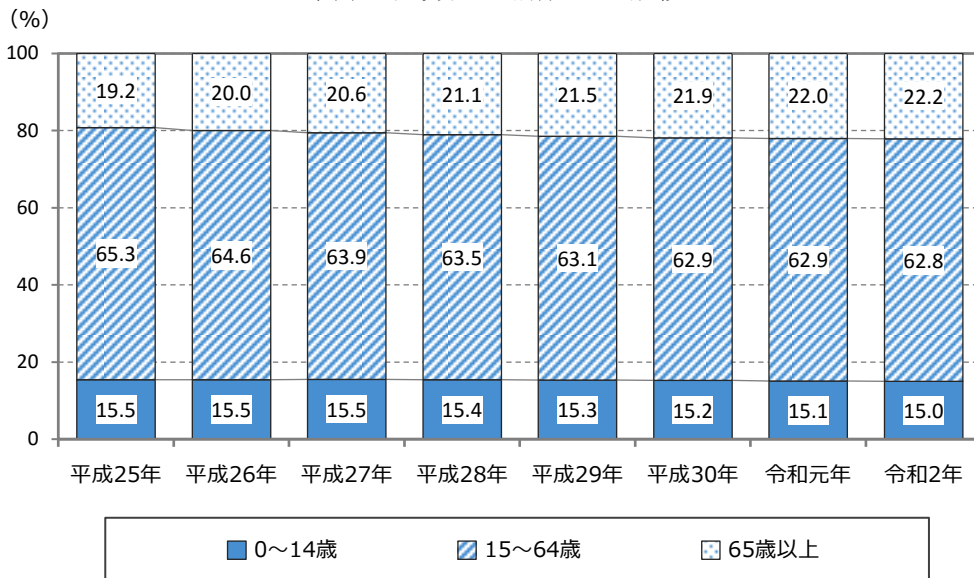
近年の人口動向を住民基本台帳で見ると、増加傾向で推移しており、令和2年8月1日現在で、総人口 135,902 人となっています。また、人口の年齢3区分の構成比をみると、年少人口と生産年齢人口の割合は低下傾向にあり、高齢者人口割合の上昇が続いています。

◆総人口の推移◆



資料：住民基本台帳 ※各年10月1日現在、令和2年のみ8月1日現在

◆年齢3区分人口構成比の推移◆

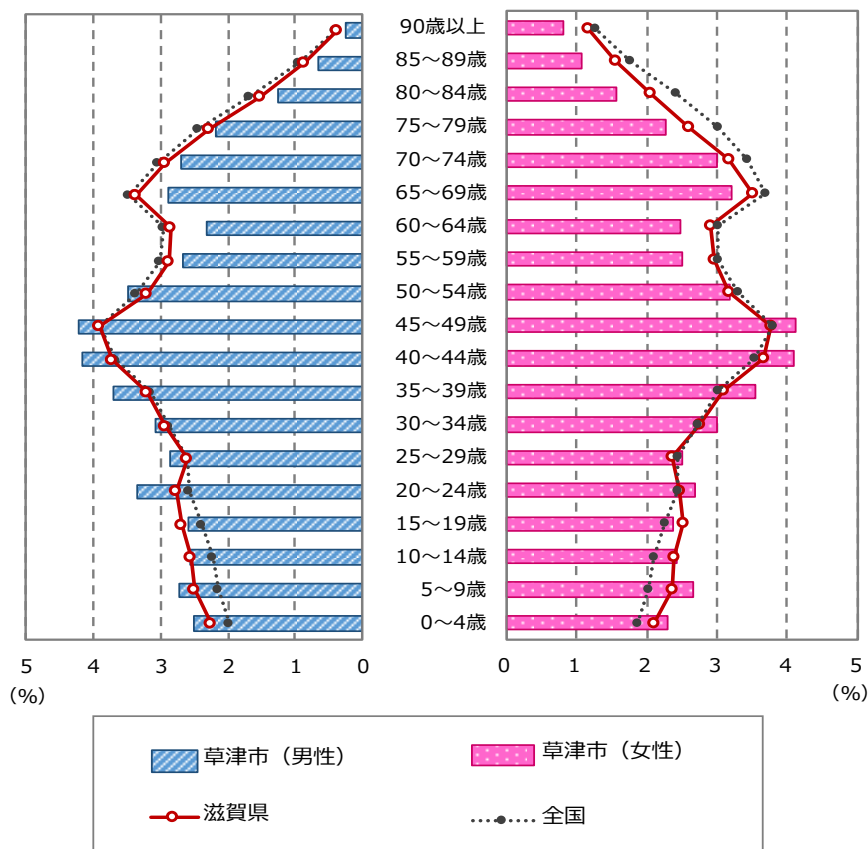


資料：住民基本台帳 ※各年10月1日現在、令和2年のみ8月1日現在

(2) 人口の構成

全国および県と比べて、男女ともに55歳以上の割合が低く、50歳未満の割合は高くなっています。

◆人口の構成（5歳区分）◆

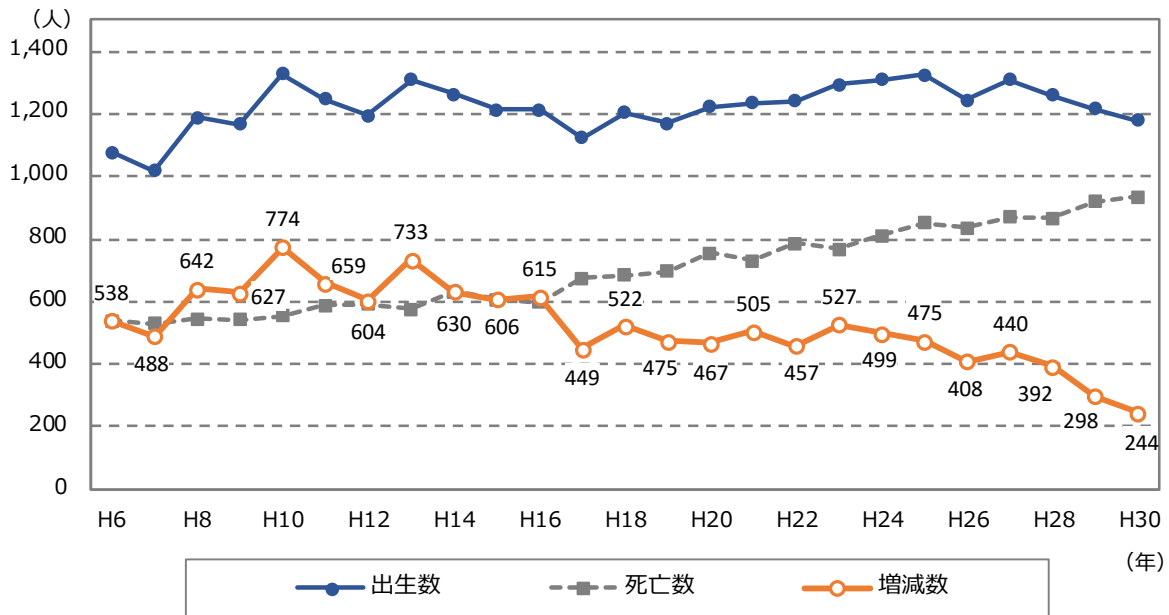


資料：住民基本台帳 ※平成31（2019）年1月1日時点

(3) 自然増減、社会増減の推移

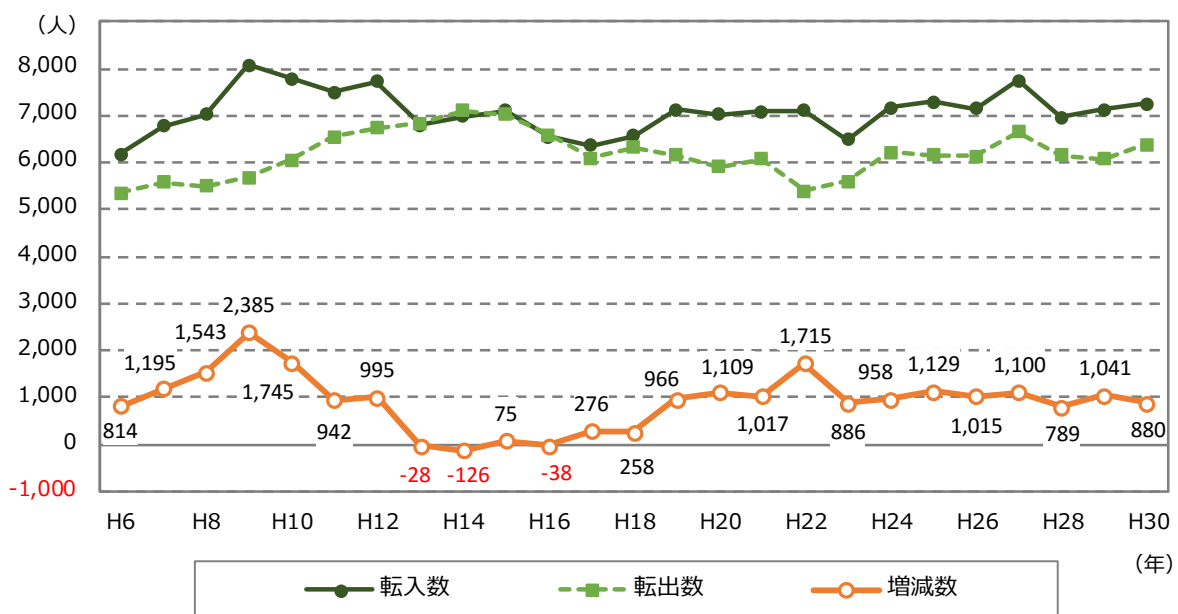
自然増減（出生数と死亡数の差）と社会増減（転入数と転出数の差）は、それぞれ増加で推移していますが、近年は死亡数の増加により自然増は減少傾向にあります。

◆自然増減の推移◆



資料：住民基本台帳 ※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

◆社会増減の推移◆

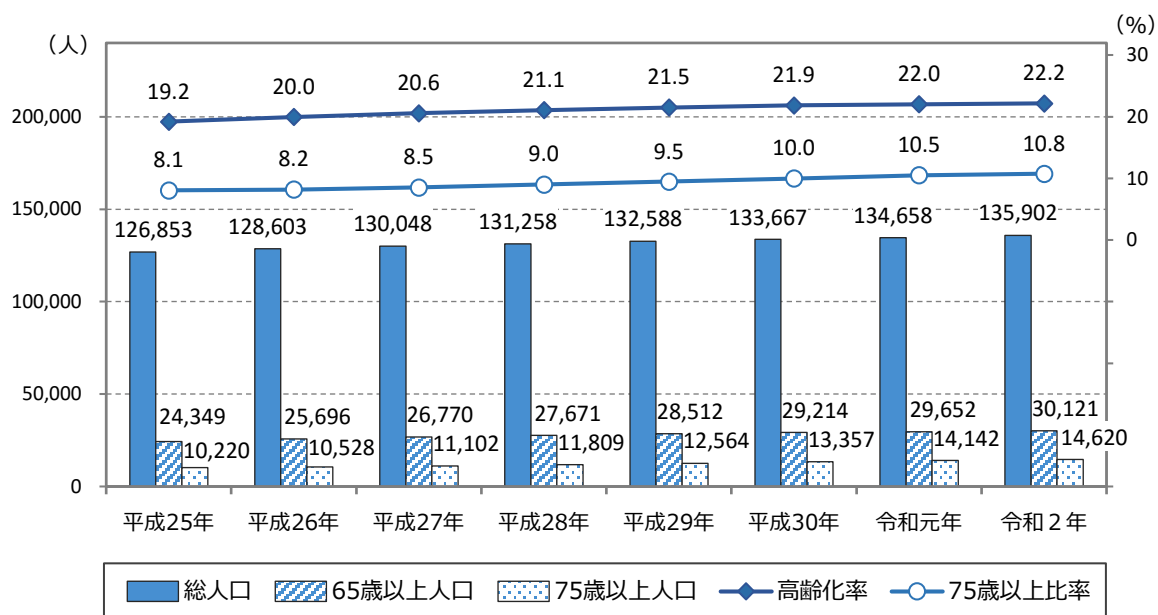


資料：住民基本台帳 ※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

(4) 高齢者の状況

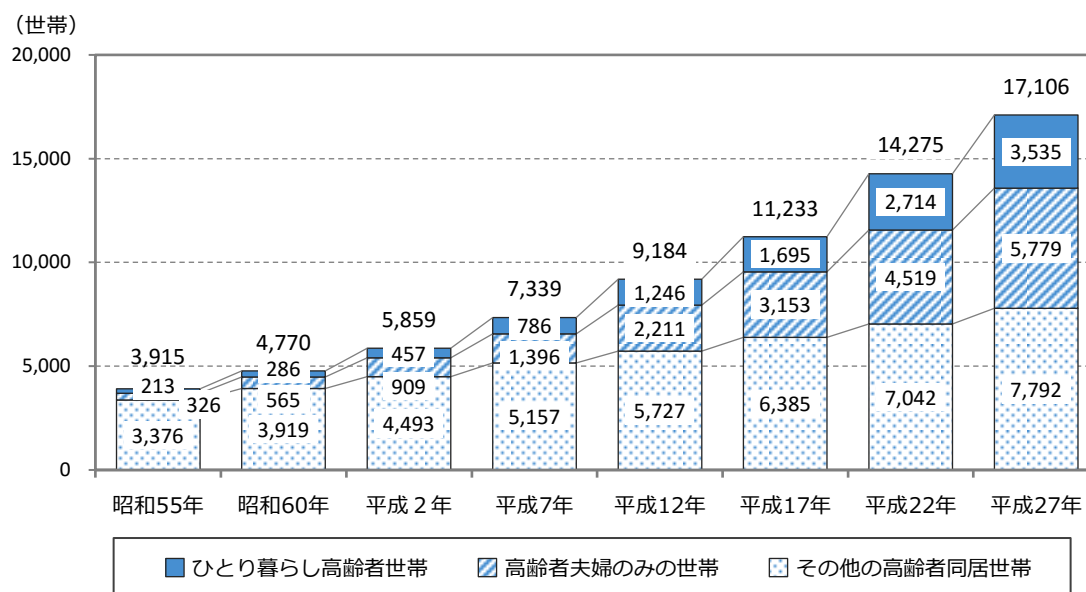
住民基本台帳の人口で近年の動向を見ると、令和2年8月1日現在の65歳以上人口（高齢者人口）は30,121人となっています。総人口に占める高齢者人口の比率（高齢化率）は22.2%となっており、高齢化率の上昇が続いています。また、高齢者を含む世帯数も増加しており、特にひとり暮らしと高齢者夫婦のみの世帯の増加が目立ちます。

◆高齢者数の推移◆



資料：住民基本台帳 ※各年10月1日現在、令和2年のみ8月1日現在

◆高齢者を含む世帯数の推移◆

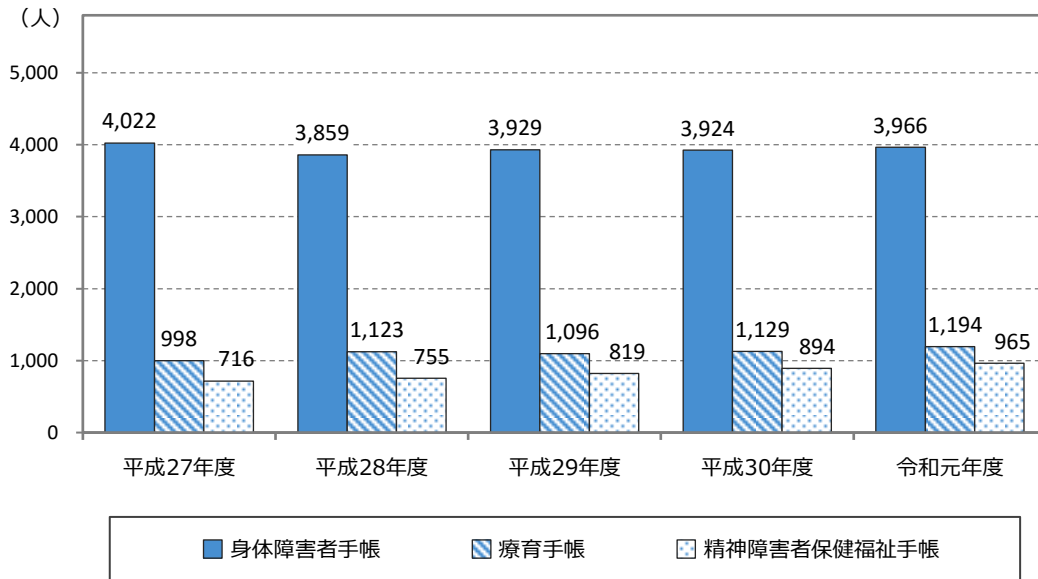


資料：国勢調査

(5) 障害者の状況

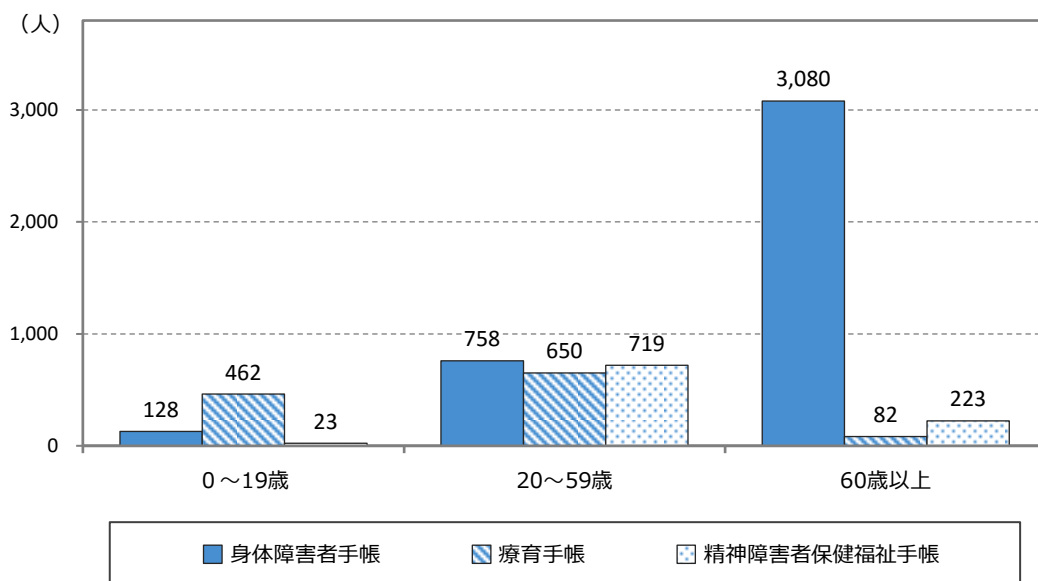
障害者手帳所持者数について、身体障害者手帳は横ばいですが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は年々増加しています。また、年齢階層別では、60歳以上で身体障害者手帳が多く、19歳以下で療育手帳が多くなっています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆



資料：草津市 ※各年度末時点

◆障害者手帳所持者の年齢階層別内訳◆

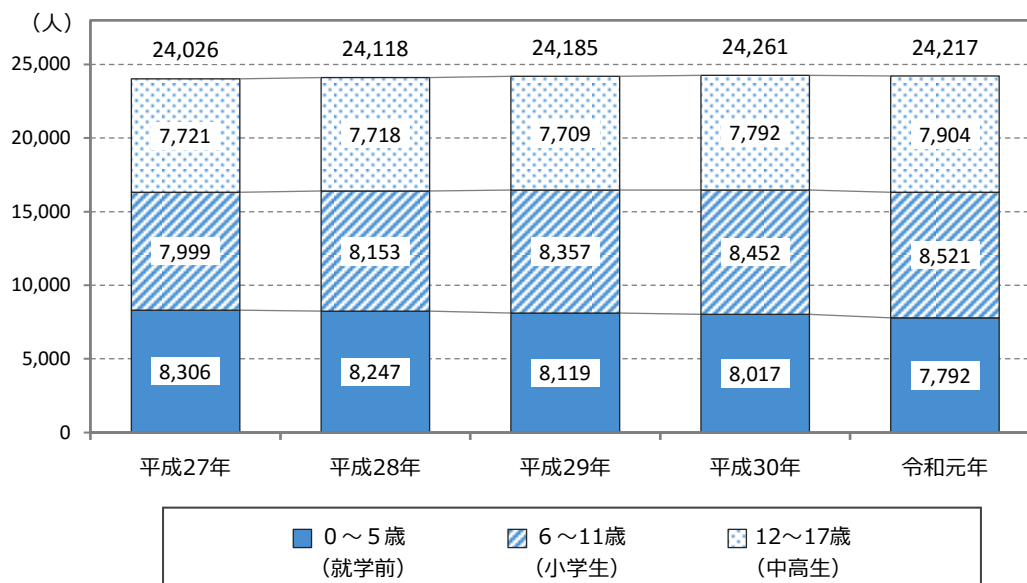


資料：草津市 ※令和2年3月31日時点

(6) 子どもの状況

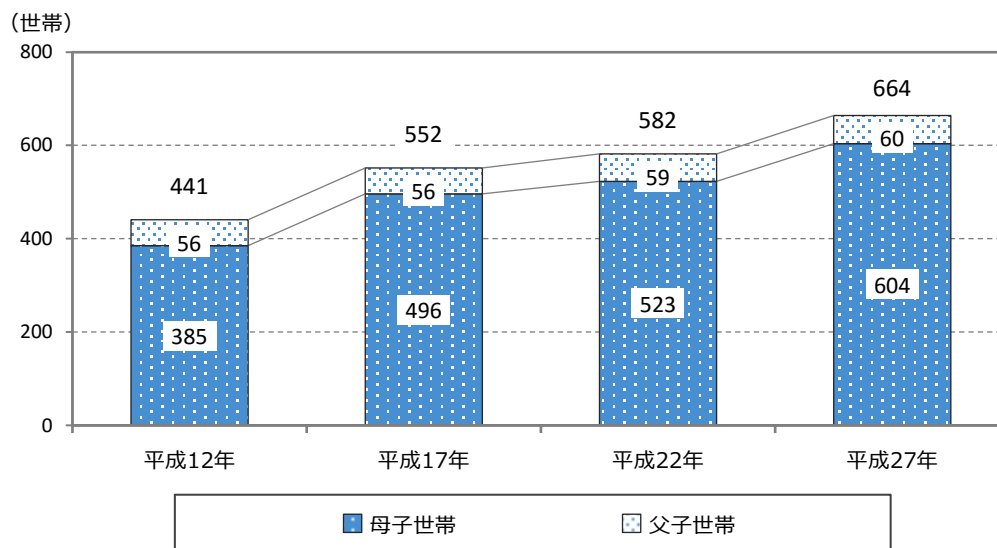
子どもの人口は増加で推移していますが、0～5歳の子どもは減少で推移しています。また、父子・母子世帯は増加で推移しています。

◆子どもの人口の推移◆



資料：草津市 ※各年10月1日時点

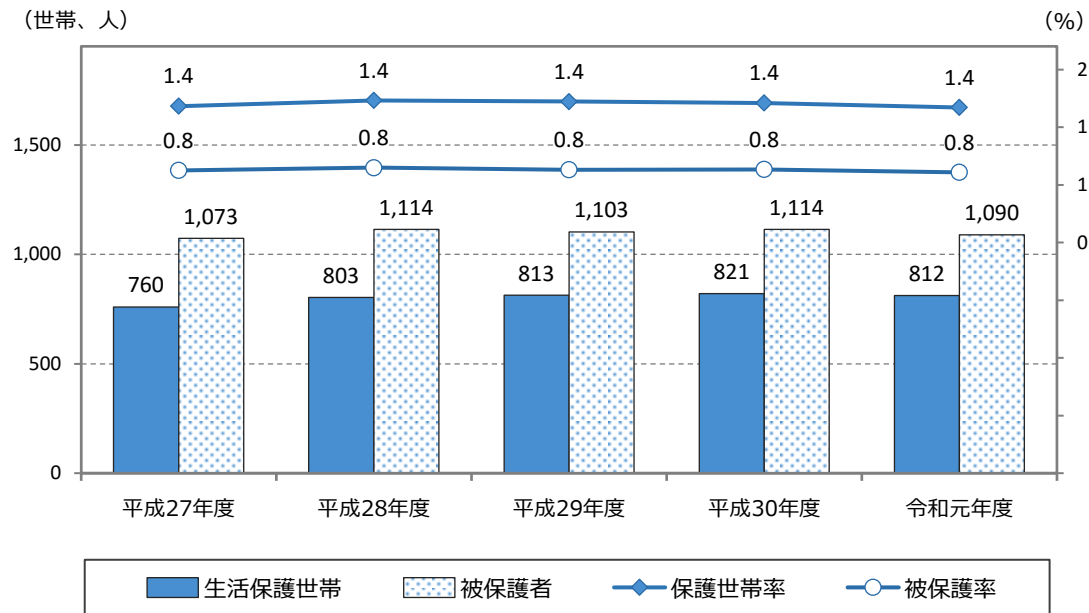
◆父子・母子世帯の推移◆



資料：国勢調査

(7) 生活保護の状況

生活保護世帯数、被保護者、保護世帯率について、近年はほぼ横ばいで推移しています。



資料：草津市 ※各年度末現在
(保護停止中のものを含む)

2. アンケートから見る住民意識

(1) 調査概要

第4期計画策定のための基礎資料とするために「地域福祉に関するアンケート」を実施しました。

- ・ 調査対象 まちづくり協議会、学区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、町内会、社会福祉関係団体等の関係者
- ・ 調査対象者数 689人
- ・ 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- ・ 調査期間 令和2年6月19日～7月3日

調査対象者数（配布数）	689票
回収数	561票
回収率	81.4%

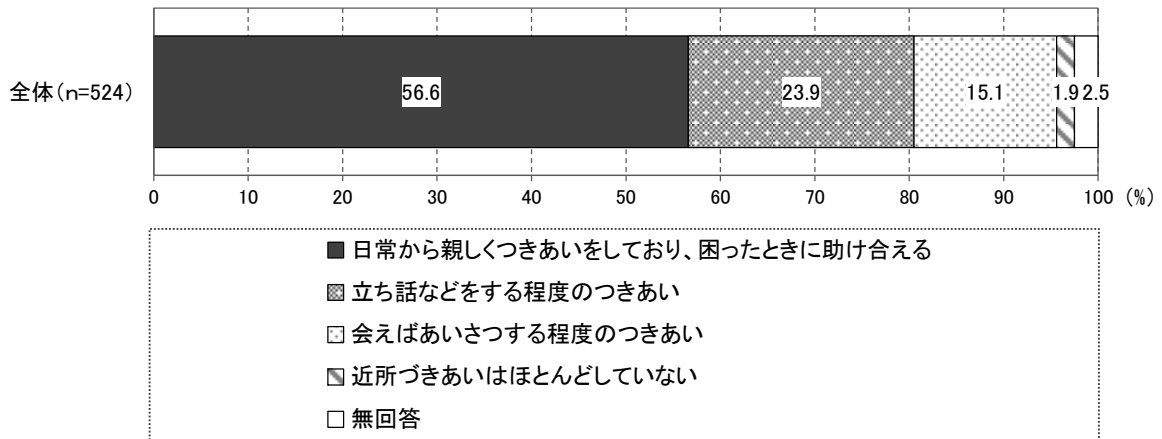
■回答者の属性について

- 性別は、「男性」が約6割で「女性」は4割弱。
- 年齢は、65歳以上が65.9%と多数を占めており、50歳未満は3割程度。
- 所属（重複あり）は、「町内会」が5割強と最も高く、次いで、「まちづくり協議会」（3割強）、「ボランティア活動団体」（3割程度）の順。

(2) 調査結果

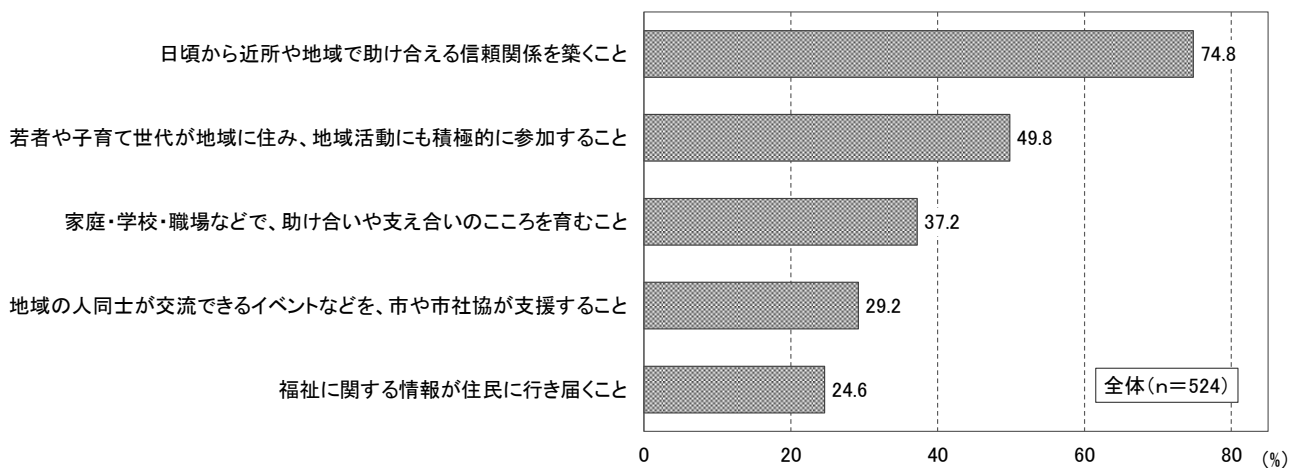
質問内容	ふだん近所や地域の人とどのようなつきあいをしているか
------	----------------------------

「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」が56.6%と最も高く、日頃からの付き合いの程度が高いことがわかります。



質問内容	地域での助け合いや支え合いの活動を活発にするにはどのようなことが必要と考えるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで
------	---

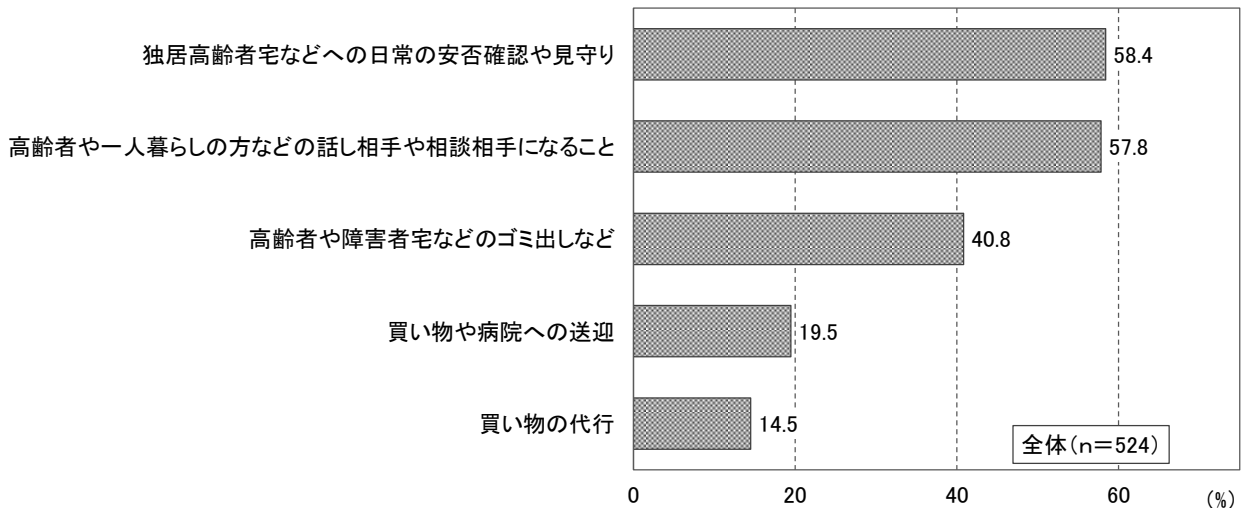
「日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと」が74.8%と最も高く、次いで、若者や子どもの地域活動への参加、家庭・学校等での互助の心の醸成の順となっています。



質問内容

近所や地域のつきあいやかかわりにおいて、困っている方がいれば手助けしたいことはあるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

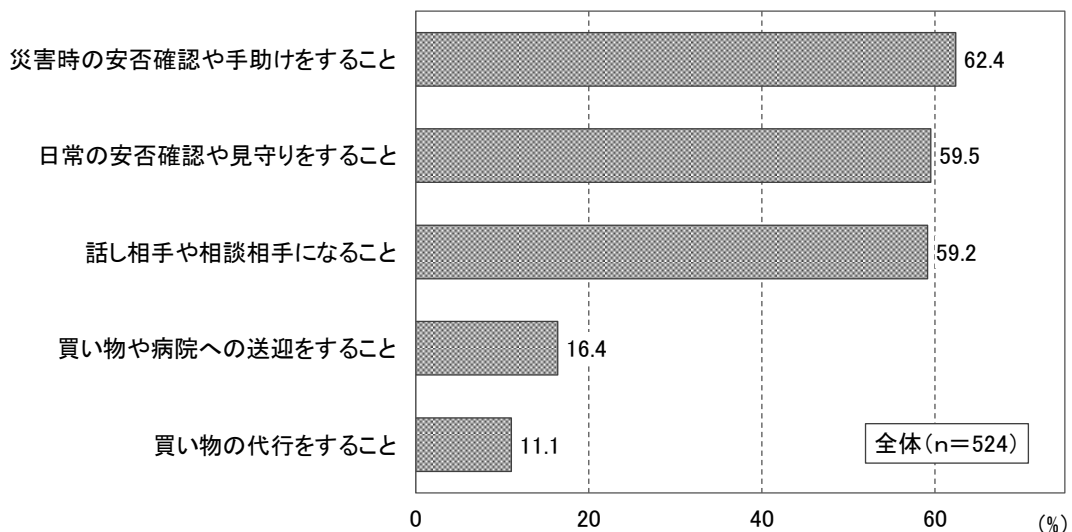
「独居高齢者宅等への日常の安否確認や見守り」が58.4%と最も高く、次いで、「高齢者や一人暮らしの方等の話し相手や相談相手になること」（57.8%）、「高齢者や障害者宅等のゴミ出し等」（40.8%）の順となっています。



質問内容

近所や地域のつきあいやかかわりにおいて、特に求められていると感じられることは何か（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

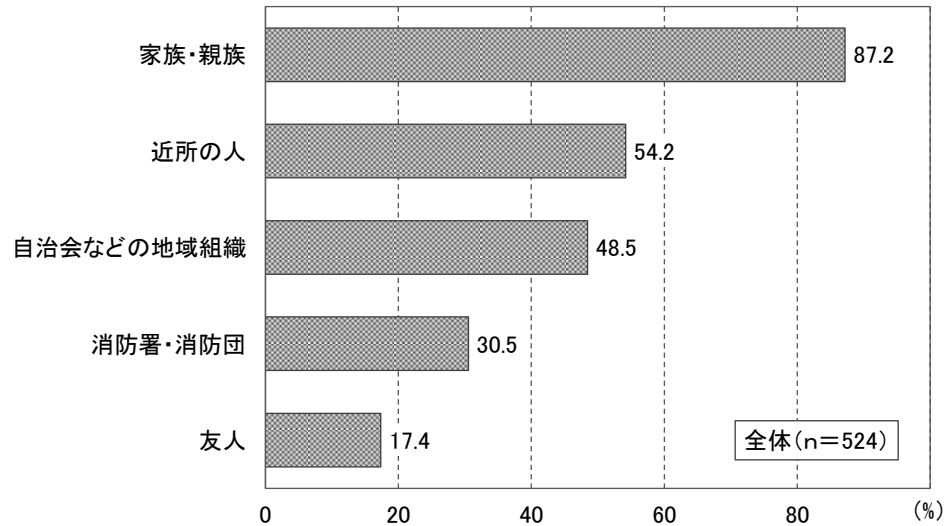
「災害時の安否確認や手助けをすること」が62.4%と最も高く、次いで、「日常の安否確認や見守りをする事」（59.5%）、「話し相手や相談相手になること」（59.2%）の順となっています。



質問内容

あなた自身が災害にあわれたとき、主にだれ（どこ）を頼りにするか
 （複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

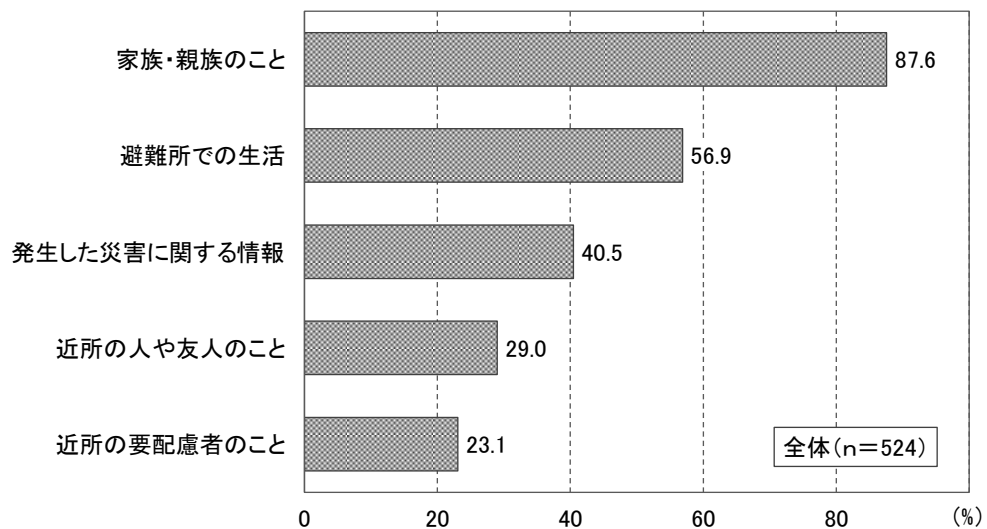
「家族・親族」(87.2%)、「近所の人」(54.2%)、「自治会等の地域組織」(48.5%)の割合が高くなっています。



質問内容

自身が災害にあわれたときどのようなことを不安・心配に思うか
 （複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

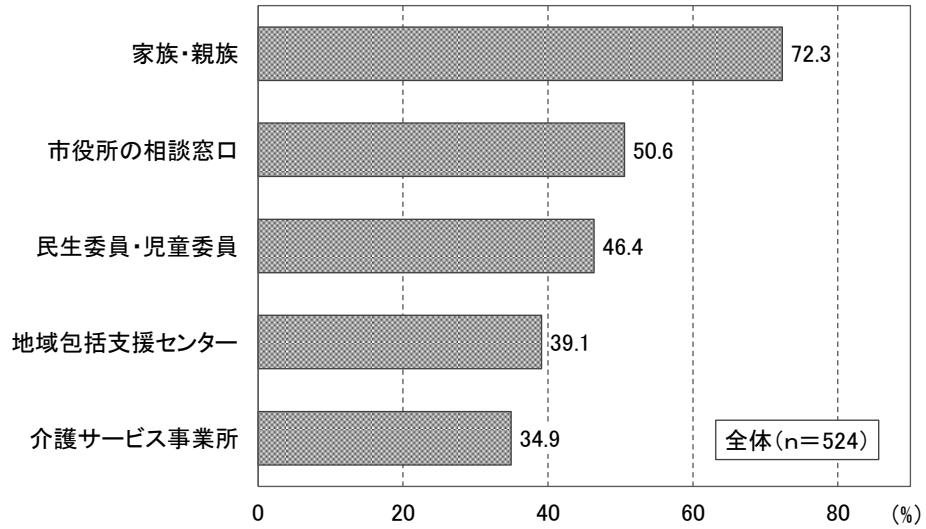
「家族・親族」(87.6%)、「避難所での生活」(56.9%)、「発生した災害の情報」(40.5%)の割合が高く、「近所の人や友人」(29.0%)、「近所の要配慮者」(23.1%)の割合は低くなっています。



質問内容

悩みや不安があるとき、要介護者や生活困窮者等の方は、だれ（どこ）に相談すると思うか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

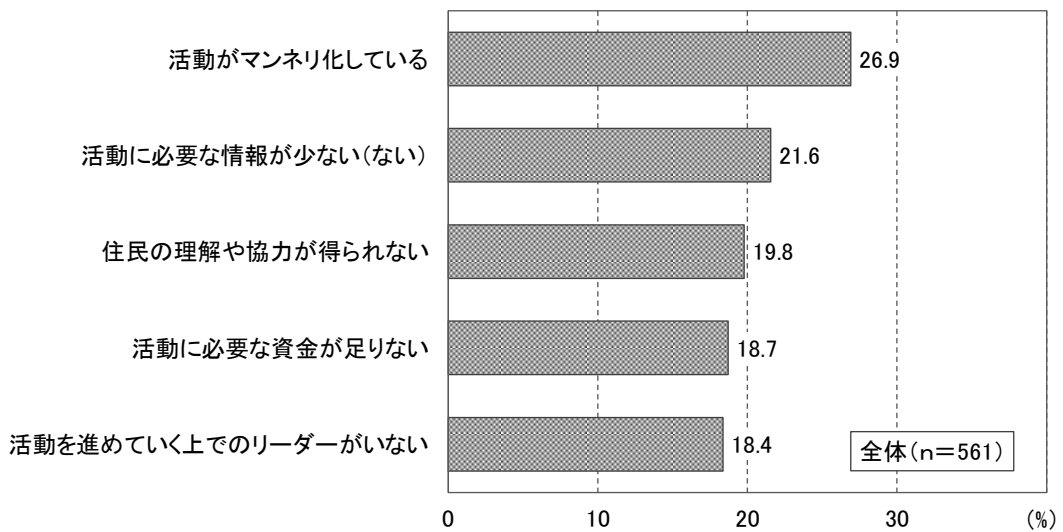
「家族・親族」が72.3%と最も高く、次いで、「市役所の相談窓口」（50.6%）、「民生委員・児童委員」（46.4%）の順となっています。



質問内容

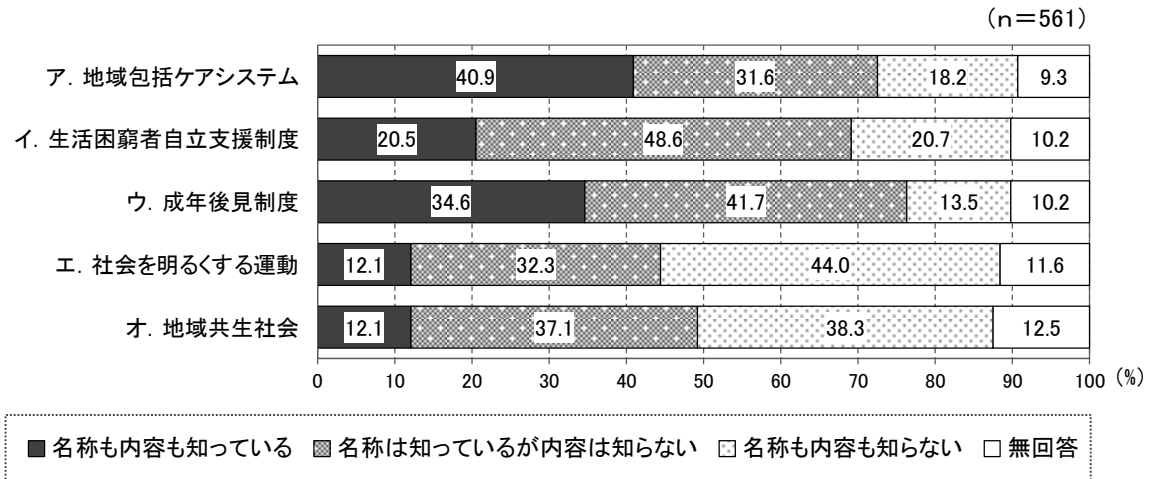
福祉に関する仕事や活動をするなかで、困ることや苦勞することは何か（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

「活動がマンネリ化している」が26.9%と最も高く、次いで、「活動に必要な情報が少ない(ない)」（21.6%）、「住民の理解や協力が得られない」（19.8%）の順となっています。



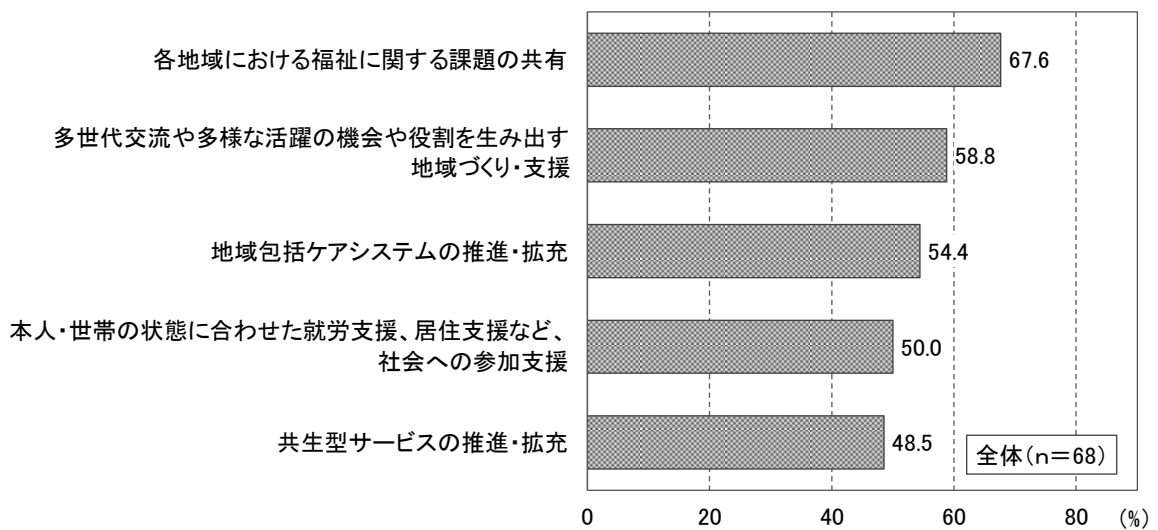
質問内容 次の名称や内容について知っているか

名称も名前も知っているのは「地域包括ケアシステム」が40.9%と最も高く、次いで、「成年後見制度」(34.6%)、「生活困窮者自立支援制度」(20.5%)の順となっており、「社会を明るくする運動」・「地域共生社会」の認知度はそれぞれ12.1%と低くなっています。



質問内容 「地域共生社会」の実現に向けて、地域の様々な団体の連携をさらに深めた
り活発にするために必要な取組は何か（複数回答可）※グラフは上位5番目まで

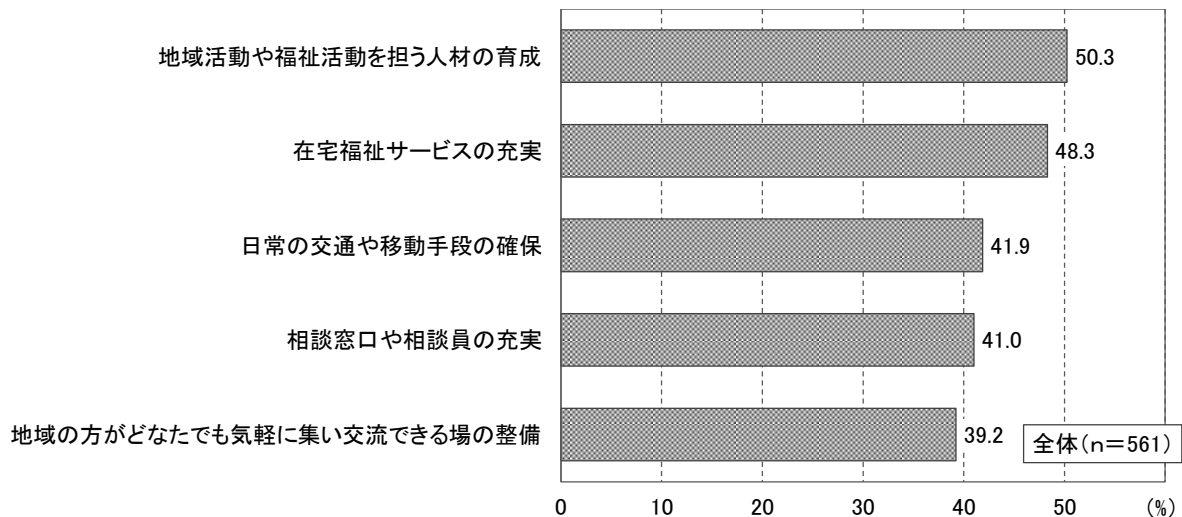
「各地域における福祉に関する課題の共有」が67.6%と最も高く、次いで、「多世代交流や多様な活躍の機会や役割を生み出す地域づくり・支援」(58.8%)、「地域包括ケアシステムの推進・拡充」(54.4%)の順となっています。



質問内容

みんなで地域社会を支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを実現するために、どのような施策や取組が必要か
(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

「地域活動や福祉活動を担う人材の育成」が50.3%と最も高く、次いで、「在宅福祉サービスの充実」(48.3%)、「日常の交通や移動手段の確保」(41.9%)の順となっています。



自由記述

「みんなが安心して暮らせるまちづくり」のためにはどのようなことが必要だと思いますか。 ※主な意見をピックアップ

- 地域におけるリーダーおよびボランティアの育成。
- 地域の担い手を育てるきっかけづくり。
- 居心地のよい居場所（サロン等）が身近なところにあり、気軽に参加できること。
- 近所におけるお互いの少しの気配り、思いやりが必要。
- 地域における福祉課題の共有。
- 高齢者や障害者等を災害時にいかに避難、保護できるかが重要。
- 困っている人が信頼して相談できる支援の場が必要。
- 年齢に関係なく、全ての世代が交流できるような企画やイベントの実施。
- 日頃からの声かけやコミュニケーションが大切。
- 高齢者、障害者、子ども、外国人、女性等、社会的弱者の人権を学ぶべき。

(3) 調査結果の総括

- ◎地域における互助の推進について、日頃からの信頼関係づくりや日常からの安否確認・見守りが必要です。
- ◎災害時における互助の推進のために、要配慮者等の確認・情報共有と支援体制づくりが必要です。
- ◎要介護者や生活困窮者等の不安や悩みの相談先について、「家族・親族」に次いで、「市役所の相談窓口」、「民生委員・児童委員」の割合が高いため、相談支援体制のさらなる充実が必要です。
- ◎福祉活動の課題として、「活動のマンネリ化」、「情報不足」等が挙げられており、対応が必要です。
- ◎地域共生社会の実現に向けて、「地域における福祉課題の共有」、「多世代交流や活躍の場づくり」、「地域包括ケアシステムの深化」に取り組むことが必要です。
- ◎福祉全般に必要な取組や施策について、「福祉活動を担う人材育成」、「福祉サービスの充実」が必要です。

3. ワークショップ結果

(1) ワークショップの概要

第4期計画の策定に当たり、参加者の意見を計画内容へ反映することを意図してワークショップを開催しました。

- ・ 実施日程 令和2年7月13日（月）および14日（火）
両日とも 18:30～20:30
- ・ 会場 草津市役所8階 大会議室
- ・ 参加者 福祉関係団体等、地域福祉や地域に根ざした活動をしている方や地域福祉に興味・関心のある市民および市の職員
参加者数：1日目：32名、2日目：32名
- ・ 運営の手法 テーマに沿って各テーブルで検討を行いました。各テーブルのリーダーは意見の集約を行い、最後に発表していただきました。
- ・ グループワーク 【1日目】「高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者等への支援として共通に取り組めること」のうち、3つの取組（「相談支援」、「見守り」、「居場所づくり」）について、特に「互助」と「公助」の視点から検討しました。
【2日目】包括的な支援のうち、3つのシチュエーション（「複合的な課題を抱える家族への支援」、「引きこもりの相談支援」、「参加支援」）の事例を引用して、対応策を検討しました。
- ・ その他 新型コロナウイルス感染症対策として、参加者を絞って実施し、会場設営や運営においてもマスク、アルコール消毒薬、検温器を設置する等、新型コロナウイルスの感染予防に努めました。

(2) 各テーブルの成果発表

【1日目】

「高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者等への支援として共通に取り組めること」（「相談支援」、「見守り」、「居場所づくり」）について検討しました。

相談支援	互助の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○人材不足が一番の課題。民生委員やボランティアのなり手がおらず、高齢化が進んでおり、地域活動におけるリーダーも出てこない。 ○最近プライバシー等に神経質な時代になっているので、近隣の方との関係を作るのも難しく、個人情報関係で踏み込んだことができない。
	公助の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○アウトリーチの充実が必要。 ○相談を窓口で受け付ける職員のレベルを上げる必要がある。 ○総合的な相談窓口を作り、相談しやすいよう敷居を下げる。
見守り		<ul style="list-style-type: none"> ○日常におけるあいさつや関係づくりが大切であり、いつもと違う何かに気づくといった視点も必要。 ○関係を作った上で、チームで取り組むという仕組みも必要。 ○個人情報をどこまで共有するのかというルールのもとに、行政も含めた地域での見守りが必要。
居場所づくり		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中に溶け込めない方もいるので、固定のメンバーでそろえず、不特定の方が参加できるような雰囲気作りも大切。 ○マッチングアプリも人とつながるツールとして利用できないか。



【2日目】

包括的な支援のうち、3つのシチュエーション（「複合的な課題を抱える家族への支援」、「引きこもりの相談支援」、「参加支援」）の事例を引用して、対応策を検討しました。

■「複合的な課題を抱える家族への支援について」

《検討したシチュエーション》

父：飲食店を経営していたが、不況により倒産。飲酒やギャンブルに依存する生活。

母：家計のためパートを掛け持っている。

息子：高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返している。障害の疑いがある。

娘：父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校。生活リズムが乱れている。

《ストーリー》

娘（中学生）が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母に連絡。担任教諭が母と面談したところ、「娘の素行が乱れて夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。

①この家族にあれば良い、または効果的と思われる具体的な支援について

（父）酒やギャンブルへの依存から脱し、就労等の自立につなげる支援が必要。

（息子）障害の認定により就労支援が受けられるかどうか判断する。

（娘）本人の希望も傾聴しながら相談ケースワークをしていく。

（母）相談員を案内して適切な相談支援につなげていく。

（家族全体）家族に対しての支援チームを構成してはどうか。

②父、母、息子、娘のそれぞれがめざすべき「幸せ」の状態について

（父）依存症の治療。仕事による社会的立場・役割の復活。

（息子）自分は何が得意なのかという所を見つけてあげ、居場所あるいはどういった就労につなげるのかを考える。

（娘）自分がどのような進路に進むべきなのかという目標を持つ。

（母）父・息子・娘のそれぞれの課題が解決し、自立すること。



■「ひきこもりの相談支援について」

《検討したシチュエーション》

父：高齢者で無職だが、年金と不動産収入がある。

母：病気により死亡。

息子：40歳代だが、ひきこもりとなっている。

《ストーリー》

地域包括支援センターのケアマネジャーが父の担当であるが、父は体調が悪く近く入院する予定であるため、ひきこもりの息子をどうしたらよいかわからない。息子は無職だが、父が年金の他に不動産収入があるため、経済的には困っていない。

①入院する予定の父が今後退院することを見込んで、どのような準備や支援が必要か。

○地域の民生委員やボランティア等の支援者を増やすことが必要。

②ひきこもりの息子に対して、どのように接し、どのような支援につなげる必要があるか。

○息子の話をよく聞いて、息子の希望をかなえる方向で支援を行う。

■「参加支援について」

《検討したシチュエーション》

父（35歳）：単身赴任で週1回程度しか帰宅できない。

母（35歳）：障害の疑いがあり、仕事をしても続かず、自宅で落ち込んでいる。

娘（18歳）：高校中退。母とのケンカが増えたため、家出を繰り返している。

《ストーリー》

父は単身赴任で不在がちだが、母と娘の仲がケンカばかりして良くないため、自宅に残っている家族が気がかりである。

①娘の状況の改善のために、必要な支援は何だと思うか。

○娘の気持ちに寄り添い、就労等、今後のことを一緒に考える。

②母が社会とのつながりを回復するため、必要な支援は何だと思うか。

○母親の適正にあった仕事を選んでいけるような支援。

(3) ワークショップの総括

◆ 1日目

- ◎地域の状況として、地域のリーダーや地域を支える民生委員・児童委員やボランティアの方のなり手が少なく、支え手が高齢化しています。
- ◎個人情報やプライベートな問題等への配慮から、支援が必要と考えられる世帯への関わり方が難しくなっています。
- ◎公的な支援として、アウトリーチの充実や窓口対応の職員等の資質向上、相談しやすい体制づくりが必要です。
- ◎地域での日常からのあいさつや声かけから、地域の状況を住民同士で気をつけ、何気ない変化等に気づき、支援につなげることが必要です。
- ◎サロンや居場所等は、どのような方でも参加できる雰囲気やきっかけづくりが必要です。

◆ 2日目

■ 「複合的な課題を抱える家族への支援について」

- ◎家族それぞれの悩みや状態を明確にし、それぞれの思いや意思をしっかりと受け止め、適切な支援やサービスにつなげることが必要です。
- ◎世帯の悩みや課題については支援チームを結成する等して、家族全体を支える体制を構築することが必要です。

■ 「ひきこもりの相談支援について」

- ◎高齢者の在宅生活を支えるため、各種保険サービスや地域での支援等が必要です。
- ◎専門職等が関係を構築した上で、ひきこもりから脱却できるきっかけづくりが必要です。

■ 「参加支援について」

- ◎娘に寄り添って就労等を一緒に考えられる人の存在や、社会での居場所づくりが必要です。
- ◎社会への参加支援として母親の状態や適正に合った就労支援を行うことが必要です。

4. 第3期計画における取組と課題

第3期計画における5つの「重点プログラム」の進捗状況から、その取組と課題を見ていきます。

重点プログラム1 地域の中で活動する人をひろげます。

《主な取組》	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ボランティアや大学生の学校ボランティアの参画により、各小中学校で創意工夫ある教育活動が展開できました。 ○ボランティアに関する体験会や講座・教室を開催することにより、ボランティア活動や地域福祉活動の理解を広げ、参加を促進しました。 ○地域福祉活動のリーダーを養成・育成することで活動者の拡大を図りました。 ○地域サロンの企画、運営について助言、調整、情報提供等の支援を行いました。 ○ボランティア連絡協議会の活動を支援し、グループ同士のつながりの強化を図りました。
《課題》	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民の参加促進や活動団体相互の交流促進等のあり方を検討し、地域で活動する人をさらに広げていく必要があります。

重点プログラム2 住民同士の暮らしに根ざした交流を深めます。

《主な取組》	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいまつりを通して、住民同士の交流の場や機会を提供しました。 ○福祉を考える市民のつどいを開催することにより、「福祉」について考えるきっかけの場を提供しました。 ○地域の居場所としてのサロンの立ち上げを支援しました。 ○福祉バスの運行により、高齢者や障害者の社会参加等の福祉活動を支援しました。 ○地域福祉活動団体が実施する移動困難者の運送支援事業を実施しました。 ○学区社協活動支援により地域に出向く機会を増やし、地域の困りごとやニーズを伺う機会をつくることができました。 ○出前講座や物品の貸し出し等により、いきいき百歳体操等に取り組む介護予防体操団体の立ち上げや活動の継続を支援しました。 ○定例の健康相談を実施し、保健師による心身の健康に関する相談を実施しました。 ○健康教育により生活習慣病予防等の健康づくりの住民意識の向上につなげました。 ○住民同士のつながりや地域福祉活動の大切さをテーマに、誰もが地域で安心して暮らしていくことを考え、地域活動のきっかけとなるよう意識啓発に努めました。
《課題》	<ul style="list-style-type: none"> ●住民同士の良好な関係を築くための機会や社会参加・サロン活動等の場の充実等、さらなるきっかけづくりが必要です。

重点プログラム3 地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりを進めます。

<p>《主な取組》</p>	<p>○地域ケア個別会議等を開催し、介護予防の視点から多職種の助言を受けてケアマネジメントの充実を図りました。また、学区ごとに地域、医療、福祉、行政関係者による地域課題の共有と解決に向けた取組を検討しました。</p> <p>○多職種による在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策を検討し、切れ目のない在宅医療と介護の連携に関する協議を進めるとともに、市民講座の実施、また草津市版「未来ノート」を作成して地域住民と多職種に紹介し、在宅医療やACP^(※1)に関する啓発を行いました。</p> <p>○地域住民と介護サービス事業所等が協力して、地域での居場所づくりを推進するとともに、地域安心声かけ訓練^(※2)、認知症講座の開催等、地域の困りごとを解決する取組を行いました。</p>
<p>《課題》</p>	<p>●高齢者のみではなく、障害者、子どもや子育て家庭、生活困窮者等のあらゆる属性の住民にも視点を広げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みに深化させる必要があります。</p>

※1 ACP(アドバンス・ケア・プランニング)とは、本人と家族が医療者や介護提供者等と一緒に、現在だけでなく、今後の医療や介護についてあらかじめ話し合うことです。

※2 認知症について正しい理解を深め、外出中に道に迷った高齢者を見かけたときに、本人の気持ちに配慮した声かけや見守りが地域全体でできるようにする模擬訓練のことで。

重点プログラム4 生活困窮者の暮らしを守り、災害への備えを進めます。

<p>《主な取組》</p>	<p>○福祉の総合相談窓口として「人とくらしのサポートセンター」を位置づけ、多様で複合的な相談の受付や支援の調整を含む生活困窮者等の自立支援を実施しました。</p> <p>○生活に困窮している世帯や住民同士の支え合い活動を実施する団体に対して、草津フードバンクセンターに集まった食糧を無償で提供しました。</p> <p>○生活つなぎ資金貸付や歳末たすけあい見舞金等を実施し、民生委員・児童委員と協力しながら、生活困難な世帯等に対する支援を行いました。</p> <p>○民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者等の災害時要援護者を確認しました。</p> <p>○町内会・学区の防災活動に補助金を給付し、地域防災力の向上と共助の取組を推進しました。</p> <p>○福祉避難所^(※)の設置を推進し、地域における災害時の安心を高めました。</p>
---------------	---

※ 災害時に市が開設する学校やコミュニティセンター等の指定避難所では生活に支障をきたす、特別な配慮を必要とする高齢者や障害のある人等が避難する施設です。

《課題》	<ul style="list-style-type: none"> ●介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「包括的な相談支援」の実施に向けた取組をめざす必要があります。 ●今後の独居高齢者や高齢者のみの世帯等の増加に対応するため、災害時の支援体制を一層強化する必要があるとともに、感染症への備えを進める必要があります。
------	--

重点プログラム5 地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

《主な取組》	<ul style="list-style-type: none"> ○「人とくらしのサポートセンター」、「子育て相談センター」、「女性の総合相談窓口」等により、様々な相談を受け付けて支援に結びつけました。 ○地区担当保健師の配置等を通して、地区の実情の把握や健康づくりの推進に向けたネットワークづくりに取り組みました。 ○医療福祉を考える会議等を通じて、地域住民や専門機関、行政、市社協等が協力して地域の課題について共有し、今後の地域活動を考えるきっかけづくりに努めました。 ○健幸づくりセミナー等の開催により、健康や福祉に対する啓発や市民意識の向上を図りました。 ○地域の情報拠点として、図書館における読書の推進や情報提供に積極的に取り組みました。 ○公益社団法人草津市シルバー人材センターが行う就業機会の提供や地域に根ざした事業に対して補助を行いました。 ○各種講座の開催や地域の学習活動を支える人材育成、様々な情報の発信により、生涯学習を通じた地域福祉に資する学習機会の提供やボランティア活動の推進に取り組みました。
《課題》	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会の理念に基づき、包括的な相談支援体制の構築や、就労支援・居住支援、居場所機能の提供、社会参加の支援、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネーター機能の強化等について検討していく必要があります。

5. 第4期計画に向けた主要課題

第3期計画に基づき、一定の取組・成果は見られるものの、各事業については、参加者の年齢等のかたよりや事業実施に伴う効果等に不十分さが残りました。第3期計画での基本的な取組や事業については継続・拡充していくとともに、不十分と考えられる点や新たな視点・多様なニーズへの対応について検討する必要があります。

こうした第3期計画の評価内容、地域福祉に関するアンケート調査、ワークショップ等から、大きな視点として、「自助」・「互助」の精神に基づく住民活動の促進、また地域の福祉を支えるための相談・支援体制等の拡充、さらには感染症を含めた災害対応等といった点が特に重要と考えられます。

以上の点を踏まえ、次の通り、第4期計画における主要課題を設定します。

《第4期計画に向けた主要課題》

1. 幅広い年齢層による地域活動への参加促進と、地域活動の魅力の発信、活動団体相互の交流や情報交換の促進等により、地域で活動する人をさらに広げる必要があります。
2. 住民同士の良好な関係を築くための機会や社会参加・サロン活動等の場の充実等、さらなるきっかけづくりが必要です。
3. 地域共生社会の理念に基づき、どのような相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ「包括的な相談支援」体制の構築、また、地域サロン等の居場所機能の提供や交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート・支援機能の強化、また、生活困窮者・障害者等への就労支援等、総合的な地域福祉について検討していく必要があります。
4. 今後の独居高齢者や高齢者のみの世帯等の増加に対応するため、災害時の支援体制を一層強化する必要があるとともに、感染症への備えを進める必要があります。

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 目標数値
4. 施策体系

1. 計画の基本理念

「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち ～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～

第3期計画では、「地域力のあるまち草津 未来へつなぐ地域福祉 人にやさしい福祉のまち」を基本理念に掲げて福祉施策を推進してきました。このたび、第4期計画では、第3期計画の基本的な方向性を引き継ぐとともに、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進していくため、市民が安心して生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

この先ますます地域福祉の重要性が高まるなか、地域の構成員が健やかで幸せに暮らしながら、地域社会の問題に自ら気づき、主体的に、または関係する組織や行政等と協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していけるような「地域力」を高めることが必要です。そのため、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進するとともに、福祉関連施策・支援体制等のさらなる充実を図ることを目的に、「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち ～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～を基本理念に掲げて様々な福祉施策を展開していきます。

また、草津市で展開されている高齢者、障害者、子ども・若者や子育て家庭、生活困窮者および外国人等に関する支援施策をはじめ、再犯防止や権利擁護、防災・災害に関する取組等が、縦割りでない包括的な施策・取組として推進できるよう、第4期計画を策定します。

少子高齢化、核家族や一人暮らしの増加、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっている現在、第4期計画がめざす地域共生社会の実現のためには、「自助」「互助」の精神に基づいた住民同士による福祉活動の強化や、複合化・複雑化した支援ニーズに対して行政や関係機関等による包括的な支援体制の強化が特に重要なものになります。

こうした住民同士の助け合いや、地域が一丸となって支え合う地域社会をめざして、この基本理念のもと、総合的な福祉のまちづくりに取り組んでいきます。



2. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

- 地域の困りごとや課題を把握してボランティア活動を実践する等、地域福祉を支える人づくりを進めます。
- 子どもから高齢者まで、年齢を問わず幅広く学習の機会を設け、福祉意識の醸成を図ります。
- 自主的に住民活動を進められるよう、地域におけるリーダーの育成や地域サロンの運営等を行います。
- 様々な福祉ニーズに対応できるよう、地域で福祉活動を実践する住民や団体等の交流を促進し、地域福祉の輪を広げます。

【基本方向】

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 住民活動の機会創出と人材育成
- (3) 福祉学習と地域交流の推進



基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- 地域住民と各種団体やサービス提供事業所等の連携を一層深めるとともに、会議等による意見交換・情報共有を図る等、地域ネットワーク機能の強化に努めます。
- 地域課題への対応力やコーディネート機能を高めるため、市社協の機能強化や福祉活動団体・NPO法人等への支援を推進します。
- 地域内における福祉活動の促進と小地域福祉活動の場づくりや、大学・企業や社会福祉法人等との連携により、地域住民の支え合いを強化するための基盤づくりを推進します。

【基本方向】

- (1) 地域ネットワーク機能の強化
- (2) 地域福祉活動の推進

基本目標3 みんなが尊重される福祉のまちづくり

- 包括的な相談支援体制をめざす窓口・関係機関等での連携強化と、支援を必要とする人へ適切なサービスが行き届くために情報発信の充実等を図ります。
- 見守り活動や災害・感染症への備えの充実、バリアフリーの推進等により、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。
- 様々な理由により生活困窮者となっている方に対して自立支援を行うとともに、成年後見制度の利用促進や再犯防止にも努めます。

【基本方向】

- (1) 相談支援体制と情報発信の充実
- (2) 安全・安心な地域づくり
- (3) 生活困窮者自立支援と権利擁護の推進

3. 目標数値

第4期計画に基づく取組全体の効果を測る指標として、次の通り目標数値を設定します。

目標数値

「「地域力」のあるまちづくり」についての市民満足度

「満足」「やや満足」と回答した割合

現状値

目標値

20.3% → 25.0%

(令和元(2019)年度)

(令和7(2025)年度)

【草津市のまちづくりについての市民意識調査】

4. 施策体系

基本理念

「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち
 ～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～

施策を展開し、基本目標を達成することで、基本理念の実現をめざします。

重点プログラム

- 1 地域で活動する人の輪を広げます
- 2 市民の暮らしに根ざした交流を深めます
- 3 地域共生社会の実現をめざした取組を進めます
- 4 災害や感染症への備えを進めます

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 住民活動の機会創出と人材育成
- (3) 福祉学習と地域交流の推進

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- (1) 地域ネットワーク機能の強化
- (2) 地域福祉活動の推進

基本目標3 みんなが尊重される福祉のまちづくり

- (1) 相談支援体制と情報発信の充実
- (2) 安全・安心な地域づくり
- (3) 生活困窮者自立支援と権利擁護の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

基本目標3 みんなが尊重される福祉のまちづくり

重点プログラム

基本目標 1 みんなで育ち合う人づくり

基本方向 1) 福祉意識の醸成

◆基本施策① 人権教育・啓発活動の推進

現状と課題

お互いの人権を尊重し支え合う「地域共生社会」の実現をめざし、就学前、学校、地域、職域での研修会を実施しています。また、町内学習懇談会や企業内同和研修等、地域や職場での取組を進めています。

今後は、地域、職域、学校等それぞれにおける取組に、広く市民の参加を促す内容を充実し、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが必要です。

施策の方向

あらゆる差別をなくし、市民と市が協調して人権意識の高揚を図るとともに、すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちを実現するため、「人権擁護に関する基本方針」（改訂版）に基づき、市民に対する人権啓発・人権教育を推進します。

主な施策	内容
市民に対する人権啓発・教育の推進	市民一人ひとりの人権に対する意識の向上を図るため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題（障害者、子ども、高齢者、外国人等）をテーマにした人権啓発・教育を推進します。
事業所等における人権教育の推進	同和問題等をはじめとする人権課題や、公正採用に関する差別等、人権課題に対する事業主や従業員の関心を高めるため、研修会の実施や訪問等により啓発に取り組みます。
学校における人権教育の推進	子どもたちの人権に対する意識を育むため、「部落問題学習草津市モデルプラン」に基づいた授業や副教材等の活用等により、学校における人権教育を推進します。

◆基本施策② 互いに分かり合える人づくり

現状と課題

男女共同参画の推進と、高齢者、障害者、子ども、外国人等、あらゆる人がお互いに分かり合える環境づくりのためのセミナーや交流事業を実施しています。

今後は、お互いの立場の理解を促進し、それぞれが社会の構成員として包み支え合える地域社会をめざすことが必要です。

施策の方向

市民一人ひとりがお互いを尊重し合って福祉のまちづくりを進められるよう、外国人や障害者が地域から孤立することなく、誰もが地域の一員として暮らせるまちづくりをめざします。

また、障害者差別解消法の周知や障害者差別解消の取組を推進するとともに、男女共同参画の理念についての理解が深められるよう啓発を行います。

主な施策	内容
外国人への理解の促進	市民の生活習慣や文化の違う外国人に対する理解を深めるとともに、地域で交流できる機会づくりを促進します。
障害者への理解の促進と尊厳の保持	障害者差別解消法の周知を行い、障害のある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら、共生するまちづくりを推進します。
男女共同参画についての意識啓発	男女が互いに人権を尊重し合い、共に協力して支え合うまちづくりを進めることの重要性等、男女共同参画について市民の意識啓発を図ります。

◆基本施策③ 虐待や暴力の防止

現状と課題

配偶者等に対する暴力、高齢者・障害者虐待、児童虐待相談件数等の増加やケースの複雑化に対応するため、男女共同参画センター、地域包括支援センターや家庭児童相談室等による相談・支援をはじめ、地域や学校等の関係機関との連携を図りながら、虐待や暴力の防止と早期発見・早期対応に努めています。

今後は、滋賀県子ども家庭相談センターや地域包括支援センター等の専門機関や保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、警察、地域住民等との連携による早期発見・早期対応の取組を一層推進する必要があります。

施策の方向

配偶者等に対する暴力、高齢者・障害者・子どもへの虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークを整備し、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

主な施策	内容
DV、性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止	DV、性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について啓発を行います。
高齢者・障害者・子どもに対する虐待の防止	高齢者虐待、障害者虐待、子どもへの虐待防止に関する啓発を進めるとともに、地域での虐待を見逃さない取組を促進します。
相談体制の充実	関係機関との連携を図り、虐待の早期発見や迅速な対応のための相談体制の充実を図ります。

基本方向 2) 住民活動の機会創出と人材育成

◆基本施策① ボランティアの育成・促進

現状と課題

本市では小中学校における学校ボランティア活動や認知症サポーターの育成に努めるとともに、市社協ではボランティアの窓口として、ボランティアグループと支援を望む人とのマッチングや、ボランティア活動への支援や市民への理解促進、ボランティア活動の拡大に向けた取組等を行っています。

今後、ボランティアによる地域福祉活動をする人が子どもから高齢者まで幅広い年齢層に広がるよう、市社協、地域団体等と協力・連携をさらに進める必要があります。

施策の方向

住民のボランティア意識の向上と担い手の育成のため、市社協と連携して、子どもから高齢者まで幅広い年齢層がボランティアに関われるよう様々な事業や支援を行います。また、住民の多彩な才能を地域福祉活動やボランティア活動に生かせる環境づくりを進めます。

主な施策	内容
学校等教育機関と地域との連携強化	学校が創意工夫を凝らした教育活動を展開するため、地域とのつながりを深め、地域教育ボランティアの積極的な参画を進めます。また、子どもたちが積極的にボランティア活動に参画できるよう、福祉体験教室等を実施します。
暮らしの問題とリンクしたボランティアの育成支援	福祉・文化・芸術・社会教育・スポーツ等の各種分野の指導者や学習ボランティア等の人材育成に資する取組を充実するとともに、活動機会の提供の充実に努めます。
認知症サポーターの養成と活動の促進	地域での認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成に取り組み、認知症高齢者への理解と支援が得られるまちづくりを進めます。
定年退職後の高齢者等の参画促進のための研修の実施	定年退職後の高齢者等の社会参加の一環として、ボランティア活動に参加しやすいよう、体験機会の提供や講座の開催、グループ活動支援等を進めます。

社会福祉施設等との連携によるボランティア活動の場の提供	ボランティア活動希望者等がボランティア活動の実践に取り組めるよう、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等関係機関と連携・協力し、ボランティアの体験や活動機会の場の提供を図ります。
学区ごとの地域ボランティアや活動機会の拡大	身近な地域で気軽にボランティア活動ができるよう、市民コーディネーターの育成や地域サロン活動の促進、学区社協で行われている福祉委員の取組支援を行い、地域ボランティア活動の拡大を図ります。

◆基本施策② 住民活動の機会づくりの推進

現状と課題

地域における福祉を考える機会や懇談会によるきっかけづくり等により地域福祉活動への参加を促進しています。これまで各種地域団体等を中心に様々な学習への参加がありましたが、今後は、より一層地域福祉を推進するため、子どもや青年層、壮年層へと、活動する人を拡大していくとともに、ボランティア活動の機会拡大を進める必要があります。

施策の方向

地域福祉活動への地域の様々な人のかかわりを促進するため、そのきっかけづくりとなる学習機会の提供や懇談会、ボランティア体験機会の提供・充実に努めます。特に、親子や退職後の男性等が気軽に取り組めるよう、市社協や地域福祉活動団体、社会福祉施設等と連携して、福祉講座やイベント、体験機会等の提供を進めます。

主な施策	内容
福祉を考える機会の提供	ボランティアフェスティバル、市民の地域福祉活動参加のきっかけとなる住民対象の懇談会や集いを継続して開催します。
老人クラブ活動の促進	老人クラブの自主的な活動の支援に向け、コーディネーターの役割として創造推進員を配置し、組織づくりの推進を行うとともに、高齢者の健康づくり、生きがいつくり、仲間づくりを目的とした取組を支援します。
大学や社会福祉施設、地域団体等の連携による地域福祉活動の参加機会の提供	移動ボランティアセンターの実施やボランティアフェスティバルの開催等により、地域の様々な関係機関や団体との連携を強化し、市民のボランティアに対する関心を高めます。

多世代でボランティア活動に参加できる機会の提供	子どもと大人でボランティア活動に参加できる機会の提供や、歳末たすけあい子ども支援事業助成等により、子どもから大人まで幅広い年齢層が地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを推進します。
-------------------------	---

◆基本施策③ 地域でのリーダーやコーディネーターの育成

現状と課題

地域福祉活動やボランティア活動をコーディネートする市民コーディネーターやリーダーの育成は、市社協が開催する福祉活動推進員育成講座・福祉教養大学等を通して行われており、講座修了者が学区社協等で中心的な存在となって活躍しています。また、高齢者が活躍できる機会の提供や図書館・地域まちづくりセンター等をはじめとした市内各施設での生涯学習の推進に取り組んでいます。

今後は、社会活動等に対する意欲の高い高齢者等がその能力を発揮して社会貢献できる場や機会の提供が求められます。

施策の方向

学区社協等が行う小地域福祉活動の主体的な推進を図るため、そのキーパーソンとなる市民コーディネーターやリーダーの育成を進めます。また、若年層も高齢者も共に地域の担い手となることのできる環境づくりに努めます。

主な施策	内 容
市民コーディネーターの育成	学区における地域福祉活動のキーパーソンとなる市民コーディネーターの育成を進めます。
社会参加・生涯活躍社会の構築に向けた取組の推進【新規】	地域福祉活動において生涯活躍できる機会や役割の提供のため、大学や地域におけるセミナー・講座の開催やボランティアリーダーの育成、就業機会の提供への支援、図書館等での生涯学習の推進等に取り組みます。

基本方向3) 福祉学習と地域交流の推進

◆基本施策① 学校や地域での福祉学習の推進

現状と課題

福祉に対する意識や関心を高め、助け合い・支え合いの心により福祉活動に参加できるよう、学校教育において福祉体験学習に取り組んでいます。また、本市では、学校・家庭・地域が連携しながら大人と子どもがともに学び合う「地域協働合校」の取組を進めています。

今後も、学校・家庭・地域における行事等、様々な活動を通して、福祉に対する意識の向上や必要な知識等の習得を図っていくことが必要です。

施策の方向

子どもたちが福祉に対する意識を高め、主体的にボランティア活動に取り組めるよう、市社協や社会福祉施設、障害者団体、地域団体等と連携した福祉教育やハンディキャップ体験等を引き続き進めます。

また、「地域協働合校」の取組や生涯学習の推進等により、市民の福祉に対する意識の向上を図ります。

主な施策	内容
生涯を通した福祉体験・学習の推進	小・中学校と社会福祉施設、市社協等との連携により、子どもたちの福祉体験学習を推進します。また、学校・家庭・地域や福祉施設等が連携し、地域協働合校での取組等に、福祉について考え、体験する機会の提供を進めます。
子どもや保護者等への学習の機会づくり	福祉に対する子育て世代の関心を高めるため、参加しやすいテーマを検討し、学習機会の提供を進めます。
地域福祉に関する講座の開設	市社協等と連携し、地域福祉活動に参加するきっかけとなる講座やイベントを開催し、学習の機会や場の提供に努めます。

◆基本施策② 交流・ふれあいの場づくり

現状と課題

ふれあいまつり等の地域イベントや社会福祉施設での運動会等、地域交流を促進する事業の実施を支援しています。また、自主的な地域活動を促進するため、サークルやサロン活動、エコクラブ活動等の支援を行っています。

今後は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層による交流や情報交換等の場づくりを一層進める必要があります。

施策の方向

身近な地域の中で、高齢者、障害者、子ども・若者や子育て家庭、外国人等、誰もが気軽に集い、交流できる機会や場づくりを進めます。

また、コミュニティサロンや認知症カフェの開催等、地域の誰もが気軽に立ち寄ることができる場づくりを進めます。

主な施策	内容
地域での世代を超えたサークル活動の促進	地域での趣味やスポーツ等において、世代を超えた多様なサークル活動を促進します。
健康づくりや食育等を視点とした場づくりの促進	生涯を通じた健康づくりを進めるため、生活習慣病の予防や正しい食習慣づくり等、世代を超えて地域ぐるみで健康に対する関心を高め、健康づくり運動を促進します。
子どもや若者の多様な体験・参加の場の提供	地域団体やNPO法人、社会福祉施設等と連携し、子どもや若者が福祉活動をはじめ様々な体験ができる機会の提供を進めます。
社会福祉施設と地域住民との交流の促進	介護保険施設や障害者施設等の社会福祉施設と地域との交流や連携を深めるため、地域密着型サービス事業所運営推進会議を通じて施設利用者や職員の地域行事への参加を促進するとともに、施設でのイベント等に地域住民の参加を促進する等、施設と地域との相互交流の機会の創出を図ります。
身近な地域での交流の場づくり	高齢者をはじめ、障害者や子ども・若者や子育て家庭、外国人等、地域の様々な人が気軽に立ち寄って話をしたり、情報交換を行ったりできるよう、学区や町内会等での住民主体の交流の場づくりを促進します。

基本目標 2 みんなで支え合う地域づくり

基本方向 1) 地域ネットワーク機能の強化

◆基本施策① 関係機関・各種団体の連携と機能の強化

現状と課題

地域で見守りや支援が必要な人の把握や、緊急時等の対応を行うため、民生委員・児童委員や町内会、福祉委員活動等の取組や、市内の専門機関等との連携を図るとともに、災害時要援護者名簿を作成して、災害時に支援が必要な方の把握に努めています。また、市や市社協、コミュニティ事業団等は、市民活動団体の立ち上げに際しての支援や地域サロン活動、老人クラブ活動、地域福祉コーディネート等、市民活動への支援を行っています。

今後は、個人情報の保護に配慮しながら関係団体と情報共有ができる体制づくりと、地域福祉関連団体への支援等により、関係機関・各種団体の連携と機能の強化に努める必要があります。

施策の方向

民生委員・児童委員の活動促進や市社協と連携・協力、また地域福祉活動やボランティア活動への支援やボランティア団体や NPO 法人同士の情報交換等、関係団体・関係機関とのネットワークづくりを進めます。

主な施策	内容
民生委員・児童委員活動の市民に対する周知	地域で様々な活動を行っている民生委員・児童委員の活動について、広報媒体の活用や住民が集う機会を活用して住民への理解を促進します。
地域懇談会への各種地域団体や社会福祉施設等の参加促進	地域における生活課題の共有やサービスの整備につなげるため、各種地域団体や社会福祉施設等の参加を促し、学区単位での地域懇談会を定期的を開催します。
地域福祉事業・団体への支援体制の充実	市社協が実施する地域福祉の推進に資する各種事業に対して補助や連携を行うことで、地域の特性に応じた地域福祉の展開を図ります。

地域住民の主体的な活動支援	学区社協を通じて、地域の特性に応じた地域福祉活動を支援します。
ボランティア研修の充実	市内社会福祉法人等との連携を図り、ボランティア研修の充実を図ります。
ボランティア団体やNPO 法人等の相互交流や連携の場づくり	市民の自発的な地域福祉活動を支援するとともに、相互交流や連携により活動の拡大や内容の充実が図られるよう、市社協によるボランティア団体やNPO 法人等の情報交換や交流の場づくりを促進します。
ボランティアセンター機能の充実	ボランティアセンターの環境整備を進めるとともに、地域福祉活動に参加するきっかけとなる講座を開催し、学習の機会や場の提供に努めます。また、ボランティア連絡協議会やNPO 法人等との連携に努めます。
まちづくり活動に対する支援	市民活動の立ち上げに対する支援を行うとともに、継続して活動できるよう、関係機関等と連携して支援に努めます。
新たなビジネスとしての取組に対する支援	新たにビジネスとして課題解決等に取り組もうとする個人や団体に対する相談等の支援を行います。

◆基本施策② 地域包括ケアシステムの推進

現状と課題

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進するため、介護サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進、地域での支援体制づくり等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んでいます。

今後は、地域共生社会の実現をめざし、市内の各地域包括支援センターをはじめ、関係機関・団体が連携しながら地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

施策の方向

地域ケア個別会議や圏域会議（学区の医療福祉を考える会議）等による多職種での地域課題の共有や在宅医療・介護の連携等により、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。

主な施策	内 容
地域ケア会議の開催	地域ケア個別会議や圏域会議（学区の医療福祉を考える会議）を開催し、高齢者やその家族が安心して暮らせるよう関係者による見守りネットワークを構築するとともに、課題の抽出や見守りに活用できる資源の検討を行います。
在宅医療・介護の連携	多職種による在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策の検討を行い、切れ目のない在宅医療と介護の連携に取り組みます。また、市民講座での在宅医療やACPに関する啓発や草津市版「未来ノート」の活用等により、市民への啓発に努めます。
介護予防・生活支援体制の整備	市域と日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域住民やNPO法人、介護事業所や民間企業等、多様な主体が参画する協議体の設置により、関係者間の情報共有と連携を推進し、高齢者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

基本方向 2) 地域福祉活動の推進

◆基本施策① 地域福祉活動の支援

現状と課題

町内会や学区等、それぞれの身近な地域単位で地域住民による活動が行われています。今後も、それぞれの生活課題に応じた住民活動の充実により、地域福祉活動の推進を図ることが必要です。

施策の方向

地域の特性に応じた活動の推進と、他の地域での活動の情報共有や地域住民の取組による地域課題の解決等、地域内で主体的な活動が展開されるよう必要な支援を行います。

主な施策	内容
地域の特性に合った小地域福祉活動の支援	小地域福祉活動により、地域の実情にあわせ高齢者世帯のゴミ出しや買い物ボランティア、送迎支援等、地域力を生かした取組を進めます。
地域福祉活動等の情報提供	市や市社協等の広報紙やホームページ、ボランティア情報紙等により、学区社協、ボランティア団体、地域サロンの活動紹介を行い活動への参加を促すとともに、講座等において地域福祉活動の先進事例等の情報提供を行います。
地域住民が主体的に公的支援と協働して地域課題の解決を試みるための体制整備【新規】	地域住民が公的な事業やネットワーク等と連携・協働して、保健・医療・福祉や男女共同参画等の分野に見られる諸課題に対して取り組めるよう、体制整備を進めます。

◆基本施策② 地元法人・企業の社会貢献支援

現状と課題

本市では、大学との連携による学生ボランティア活動や、学区社協を通じて企業・商店・社会福祉法人等から賛助会費・寄附の実施が行われています。

今後は、学校法人・企業・商店・社会福祉法人等による社会貢献活動のさらなる促進への支援が必要です。

施策の方向

学校法人・企業・商店・社会福祉法人等による社会貢献活動が、地域住民に還元されるよう促します。

主な施策	内容
大学との連携による学生ボランティアの活動促進	学生ボランティア等の地域での子どもの見守り活動や土曜日の学習支援、社会福祉施設のボランティア体験、大学の福祉講座等の社会人への開放等、大学との連携による地域福祉活動の多様な展開を促進します。
企業や商店、社会福祉法人等の社会貢献の促進	企業や商店等の地域活動への参加を促進します。また、企業や地域団体等と情報の共有を図り、地域での社会貢献の取組を進めます。
社会福祉法人の人材活用	社会福祉法人の持っている豊富な人材や専門的な知識を、地域活動者の研修に活用します。また、施設関係者が地域の一員として、サービス提供の現場からの提案や取組が進められるよう、地域懇談会等への参加を促進します。

◆基本施策③ 地域福祉活動の拠点づくり

現状と課題

地域福祉活動を展開するためには活動場所や拠点が必要ですが、対象者や活動内容、参加者数等に応じて、学校や体育館、地域まちづくりセンター等の公共施設や民間の集会施設等により様々な取組が実施されています。

今後もニーズに応じた活動場所や拠点を確保する必要があります。

施策の方向

地域の身近な福祉活動である小地域福祉活動や子ども・高齢者等の居場所づくり、市民のスポーツ・レクリエーション等の交流の場づくりのため、公共施設の有効活用を努めます。

主な施策	内容
小地域福祉活動の拠点の確保	小地域福祉活動の充実を図るため、集会所等を活用した地域の活動拠点の確保を支援します。
学校体育施設の有効活用	各学校の体育館やグラウンドを支障のない範囲で地域住民に開放し、スポーツやレクリエーション活動等地域活動の場に活用します。

基本目標3 みんなが尊重される福祉のまちづくり

基本方向1) 相談支援体制と情報発信の充実

◆基本施策① 相談支援体制の充実

現状と課題

本市には、高齢者、障害者、子ども・若者や子育て家庭、生活困窮者等のそれぞれに対して専門的な相談機関があり、市社協や民生委員・児童委員の活動にも相談機能が備わっています。また、福祉の総合相談窓口として「人とくらしのサポートセンター」を設置し、相談内容の多様化・複合化に対応するとともに、福祉に関する窓口業務を担う職員の研修会等により、職員の資質の向上に努めています。

今後とも、人とくらしのサポートセンターをはじめ、地域包括支援センター、子育て相談センター、障害者福祉センター等の専門相談機関の機能強化と、市社協や民生委員・児童委員が行う相談活動との連携強化、職員の資質向上を進めるとともに、利用しやすい相談体制の充実に努める必要があります。

施策の方向

身近な地域の相談窓口として、市民に対し民生委員・児童委員の周知を図るとともに、各専門相談機関の機能強化に努めます。また、地域共生社会の理念に基づき、どのような相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制づくりをめざす取組を推進します。

主な施策	内容
地域の身近な相談窓口と市行政の各担当窓口等との連携推進	民生委員・児童委員やひとり親家庭福祉推進員、健康推進員等の地域における相談員と、市行政の担当窓口・関係課や地域包括支援センター・子育て相談センター、障害者福祉センター等の専門相談機関との連携を進めます。
包括的な相談支援体制に向けた取組の強化 【新規】	様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して、本人・世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制づくりのため、専門相談機関・市行政の担当窓口・関係課との連携強化や専門職の配置等を進めます。

市社協の心配ごと相談の充実への支援	市社協において、平日の定例相談や月2回の法律相談等、市民が安心して相談できる「心配ごと相談」等の各種相談事業を進めます。
相談窓口の周知	広報紙やホームページ等により相談窓口を周知し、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

◆基本施策② 情報発信の充実

現状と課題

介護サービスをはじめ事業案内等を市民に広く周知するため、ホームページを作成し、提供しています。また、地域住民が主体的に福祉活動やまちづくり活動に取り組んだり、運営上の悩み等を解消できるよう、まちづくり活動に関する事例集等を作成し、紹介しています。

今後は、市広報やホームページの内容を充実することにより必要な情報が適切に届く体制づくりを進めるとともに、障害者に対してサービス提供事業者等と連携し、情報内容の充実や、年代、障害の種別・程度等に応じた多様な媒体によるきめ細かな情報提供が必要です。

さらに、情報が得にくい状況にある人に必要な情報を提供するには、口コミも重要な伝達手段であることから、住民同士の交流を通して情報提供の場ともなる地域サロンの立ち上げを支援するとともに、地域サロン等への参加が困難で閉じこもりがちな高齢者に対し、自宅に訪問する傾聴ボランティアの育成を行っています。

今後は、より身近な地域での情報提供の機会としての地域サロンの拡大や、対人関係に不安を持つ人に対する情報提供・相談支援等を行う情報ボランティアの拡大・充実が必要です。

施策の方向

高齢者や障害者等、誰もが必要なサービス等の情報を容易に入手できるよう、情報ボランティアをはじめ、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。

とりわけ、町内会未加入者が市政や福祉サービス、市の行事等について知ることができるよう、広報紙やパンフレット等を診療所やスーパー、コンビニ等に置く等、入手しやすいよう工夫します。

主な施策	内 容
窓口担当職員の接遇の向上	困りごとの相談や福祉サービス等の情報提供を行う等、市行政等窓口担当職員の福祉サービス等に関する知識や接遇技術の向上を図ります。
高齢者や障害者等に対する情報の提供	高齢者や障害者等も利用しやすいよう、福祉サービスをはじめ、保健・医療、教育等に関するわかりやすい情報の提供に努めます。
子育て支援サービスの情報提供の充実	子育てガイドブックやホームページ、子育て応援サイト&アプリ等により、子育て家庭はじめより多くの方へ子育て支援サービスの情報を提供するよう努めます。
市社協における地域福祉関連情報の共有化	地域福祉に関する様々な情報の共有を進め、学区の活動情報やボランティア情報等を広報誌やホームページ等で利用しやすくします。

基本方向 2) 安全・安心な地域づくり

◆基本施策① 地域におけるセーフティネット機能の強化

現状と課題

本市では、民生委員・児童委員や老人クラブ等による訪問活動、小地域ネットワーク活動によるサロン活動等、認知症高齢者の徘徊への対応、高齢者、障害者、子ども等への虐待防止、一人暮らし高齢者の孤立死防止等に努めています。

今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、障害者のいる世帯やひとり親世帯の増加も見込まれる中、市民が安全・安心に暮らすことができるよう、地域におけるセーフティネットの構築が必要です。

施策の方向

住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、また、支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、支援を必要とする人の情報の把握や地域での見守り等の体制づくりに努めます。

主な施策	内容
地域におけるセーフティネットの構築	地域包括支援センターや市社協、民生委員・児童委員、学区社協等との連携により、高齢者、障害者、子ども・若者や子育て家庭等に関して、地域での見守り体制の強化や必要な支援の検討等、命と暮らしを守る地域のセーフティネットの構築に取り組みます。
地域の生活課題や支援を必要としている人の把握	支援を必要とする高齢者、障害者、子ども・若者や子育て家庭等の生活実態の把握に努めます。
町内会への加入の促進	転入者に対して町内会加入の働きかけを行い、近隣での助け合い・支え合いの必要性について啓発します。
公営住宅のバリアフリー化の推進	「草津市市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化の進む公営住宅について建替えや長寿命化対策を進め、段差解消や手すりの設置等の住宅のバリアフリー化を促進します。

◆基本施策② 災害時の支援体制と感染症対策の充実

現状と課題

本市では、災害時に援護を必要とする人の救助や避難等を地域で支えるため、「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を策定するとともに、災害時要援護者名簿を作成して災害時に支援が必要な方の把握に努めています。今後は、個人情報保護条例に基づいて適切なルールのもとに災害時要援護者名簿の情報等の共有を図ることが必要です。

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として「草津市危機管理計画」や「草津市新型コロナウイルス等対策行動計画」等に基づいた対策を実施するとともに、日常生活や地域福祉活動における感染予防に努める必要があります。

施策の方向

日頃から要援護者を見守りながら、地域での助け合い・支え合いの関係を築き、いざというときには個人情報保護条例に基づいた情報共有による要援護者の安否確認や支援を行なえる体制づくりを進めるとともに、市社協と連携し、災害時に調整役となる災害ボランティアの育成や、福祉避難所の確保等に努めます。

また、日常生活や地域福祉活動において、あらゆる感染症に対して必要な支援・対策を講じるとともに、新型コロナウイルス等の感染症予防のための「新しい生活様式」を実践できるよう、広報・啓発に努めます。

主な施策	内容
災害時要援護者への避難支援	民生委員・児童委員の協力を得ながら、災害時要援護者の登録を進めるとともに、町内会（自主防災組織）との協定をさらに進め、日頃からの支援体制づくりを推進します。
地域の防災体制づくり、防災訓練の促進	町内会（自主防災組織）等による要援護者支援のための避難誘導や救出、援護、避難所運営等をはじめとする防災訓練の実施を促進します。
災害ボランティアコーディネーターの養成	災害時にボランティア活動体制が円滑に機能するよう、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターについて、養成講座等による育成を進めます。
福祉避難所の確保	要援護者をはじめ、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の人を福祉避難所の対象者としています。引き続き、福祉避難所として利用可能な施設の状況を把握し、協力を得られる施設を福祉避難所として指定します。

<p>感染症対策の推進 【新規】</p>	<p>日常生活や地域福祉活動において、あらゆる感染症に対して必要な支援・情報提供・対策等を講じるとともに、新型コロナウイルス等の感染症対策として、「新しい生活様式」に基づき、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いを励行できる環境づくりと必要な情報の提供、広報・啓発に努めます。</p>
--------------------------	--

◆基本施策③ 誰もが住みやすい環境づくり

現状と課題

高齢者、障害者、子ども・若者や子育て家庭等、誰でも移動しやすく利用しやすい公共施設やインフラ等の整備、公共交通機関の充実を図っています。

今後は、公共施設や歩道等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めるとともに、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス」等の制度や分野を横断する取組を進めていく必要があります。

施策の方向

誰もが住みよいまちづくりを推進するために、公共施設や歩道等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進するとともに、共生型サービスの提供について介護保険・障害福祉の各サービス事業者に対して勧奨します。

主な施策	内容
道路のバリアフリー整備	「草津市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区の歩道整備等を推進し、誰もが移動しやすい環境整備に努めます。
公共交通ネットワークの充実	「草津市地域公共交通網形成計画」に基づき、誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくりの実現に向けた施策に取り組みます。
行政とサービス事業者との連絡会議	市内に居住する高齢者や障害者等が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を営むことができるよう、市行政とサービス事業者等との連絡会議を開催します。
共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス 【新規】	障害のある人が高齢になっても同一の事業所で引き続きサービスを受けられるよう、介護保険サービス事業者が障害福祉サービスの提供ができる「共生型サービス」の実施について、サービス事業者に対して勧奨し、共生型サービスの普及に努めます。

◆基本施策④ サービスの評価と質の向上

現状と課題

介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て支援等は、利用者の意思や状態による利用制度となっているため、冊子、広報紙、ホームページ等により情報を発信して、適切な利用につなげています。

今後は、サービス内容や事業者等に対する苦情等を公正な立場で判断し、サービスの質の向上を図るよう努める必要があります。

施策の方向

介護保険サービスをはじめ障害福祉サービス等に対する苦情については、相談対応の充実を図るとともに、公正な立場で業務改善等を指導・監査できるよう努めます。

また、サービス提供事業者の自己評価や外部評価について結果を公表し、利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるようにします。

主な施策	内容
事業者のサービスの自己評価の促進	事業者のサービスの自己評価を促すとともに、結果については、事業所内での閲覧や広報紙への掲載、事業所および市のホームページへの掲載等により公表し、サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるように努めます。
外部（第三者）評価制度の利用啓発	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、また、第三者の意見が反映された評価に基づきサービスを選択できるよう、外部（第三者）評価制度の利用啓発を図り、指導を行うとともに、運営推進会議等において、情報共有・認識確認を行います。
事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ	サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者職員やサービス提供者に対して利用者の人権尊重と接遇の意識と知識、技術等の向上のための研修の充実について働きかけます。
地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信	支援を必要とする人が、暮らしの場でのニーズに適したサービスが利用できるよう、地域活動の中で新たな福祉ニーズの掘り起こしを進めるとともに、サービス事業者への発信を行っていきます。

基本方向 3) 生活困窮者自立支援と権利擁護の推進

◆基本施策① 生活困窮者に対する自立支援

現状と課題

自立相談支援窓口「くらしのサポートセンター」から、平成 30 年度「人とくらしのサポートセンター」と改称し、生活困窮をはじめとした複合的な課題に対する総合相談窓口を設置し、必要な相談支援を行っています。

今後は、潜在的な生活困窮者や複合的な課題を抱える方に対する包括的な支援体制のさらなる充実が必要です。

施策の方向

「人とくらしのサポートセンター」での相談受付やアウトリーチ等による相談支援の充実を図り、自立した生活が送れるように生活困窮者等への必要な支援に努めます。また、市社協が実施する相談事業とも連携し、生活困窮者等の自立支援に努めます。

主な施策	内容
情報提供・相談窓口の充実	「人とくらしのサポートセンター」を福祉の総合相談窓口と位置づけて、生活困窮者自立支援制度を適切に運用しつつ、庁内外の関係課・関係機関と連携し、多様で複合的な課題に対する相談支援を実施します。また、リーフレット配布、広報紙やホームページへの掲載等により周知を図ることで、より多くの市民の利用につなげます。
支援ネットワークの構築	関係機関や民生委員・児童委員との情報共有等により、生活困窮者の実態把握等ができる仕組みの構築を進めるとともに、庁内外の関係課・関係機関と連携し、多様で複合的な課題をもつ相談者については必要に応じて支援調整会議等を開催して対応を検討します。
生活困窮者への支援	住居確保給付金、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業等の各種生活困窮者自立支援制度による事業やフードバンク事業等により支援体制の充実に努めます。
市社協との連携	市社協による歳末たすけあい見舞金や生活つなぎ資金等の事業と連携し、生活困窮者に対する相談支援体制の充実に努めます。

◆基本施策② 権利擁護の推進

現状と課題

認知症や知的障害等により判断能力が十分でない人が、地域においてその人らしい生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う地域福祉権利擁護事業を市社協が実施しています。また、障害者・高齢者等に対して権利擁護に関する事業を行う NPO 法人等と連携して、成年後見制度の普及と利用促進に努めています。

今後、高齢者の増加により認知症高齢者も増加することが見込まれることから、誰もが利用しやすい事業や制度の普及と、権利擁護に関する啓発が必要です。

施策の方向

高齢化による認知症高齢者等の判断能力に不安を抱える高齢者や、知的障害者・精神障害者等の方が増加傾向にあり、このような方々が自らの財産や権利を守れるよう、成年後見制度の利用促進等の権利擁護に関する機能を強化します。また、成年後見制度の担い手の不足が指摘されており、専門職後見人だけでなく市民後見人等の育成や活動支援についても検討します。

主な施策	内容
地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進	地域福祉権利擁護事業について、地域福祉権利擁護事業専門員の配置や関係機関との連携による支援の充実・適正化を図るとともに、リーフレット等を活用して周知・啓発に努めます。
成年後見制度の利用促進に関する取組	NPO 法人等との連携を通して、権利擁護に関する知識の普及と啓発、成年後見人等への報酬助成、成年後見市長申立等の利用支援、相談窓口の周知や制度が必要な方への利用支援、成年後見制度の担い手の育成、後見開始後の継続的支援等を通して、成年後見制度の利用を促進します。
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備 【新規】	国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援等の地域連携の仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築に取り組みます。 また、様々な事情やニーズに応じた効果的かつ円滑な制度利用を促進するため、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を設置し、既存の取組の充実や新たな機能の整備について、段階的・計画的に取り組みます。

◆基本施策③ 再犯防止の取組の推進

現状と課題

本市では近年、犯罪件数自体は減少傾向にありますが、犯罪率（人口1万人当たりの刑法犯認知件数）では県内で高い状況にあり、犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という）が新たな罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るため、更生保護活動等を通して再犯防止に努めています。

犯罪をした者等は、生活環境や就労等による生きづらさから立ち直りに困難を抱える者が少なくないため、社会復帰後、行政や更生保護活動等による様々な支援やあたたかな見守りが必要です。また、再犯を防止することで安全・安心な地域づくりにもつながるとともに、犯罪をした者等の生活環境や就労環境が改善されることで、犯罪が犯罪を招く負の連鎖を断ち切ることもつながります。

施策の方向

「社会を明るくする運動」による再犯防止の取組や常日頃からの尊い更生保護活動等の周知・啓発、犯罪をした者等への住まいや就労等の支援等により、犯罪をした者等の社会復帰を支えるとともに、犯罪の起きにくい安全・安心な地域づくりを推進します。

主な施策	内 容
「社会を明るくする運動」の推進 【新規】	犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」を通して、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
更生保護活動の充実 【新規】	保護司会等更生保護関係団体への活動支援を通じて、更生保護の活動拠点である草津・栗東更生保護サポートセンターの運営や、保護司等更生保護関係の支援者・団体が展開する相談・就労支援等の充実を図ります。また、更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。

重点プログラム

本計画の基本理念の実現に向け、各施策のうち特に重点的に取り組むべき事項として4つの重点プログラムを設定し、施策の重層的な展開をめざします。

重点プログラム1

地域で活動する人の輪を広げます

本市では、地域における福祉活動の担い手やリーダーの不足に加えて、これまで地域福祉活動を支えてきた方の高齢化も進行しており、若手の人材育成も積極的に進める必要があります。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層に地域福祉への理解を促進し、地域活動の魅力の発信、活動団体相互の交流や情報交換等により、地域で活動する人をさらに広げる取組について、重点的に進めていきます。

① 人の輪を多世代に広げる取組

- ◇学校等教育機関と地域との連携強化 (P. 50)
- ◇定年退職後の高齢者等の参画促進のための研修の実施 (P. 50)

② 住民の力を合わせるための取組

- ◇学区ごとの地域ボランティアや活動機会の拡大 (P. 51)
- ◇市民コーディネーターの育成 (P. 52)

③ 市民とボランティア活動をつなぐための取組

- ◇ボランティアセンター機能の充実 (P. 56)

重点プログラム2

市民の暮らしに根ざした交流を深めます

本市では、核家族化や一人暮らしの増加、ライフスタイルや価値観の多様化等から、地域や近隣での付き合いの希薄化が進んでおり、地域福祉に重要な助け合い・支え合いの心も薄れつつあります。

地域や近隣における日頃からの声かけやコミュニケーションを活発にできるよう、住民同士の良好な関係を築く機会や社会参加・サロン活動等の場の充実、多世代による地域活動への参加機会の提供等、さらなるきっかけづくりに重点的に取り組んでいきます。

① 誰もが気軽に集える場づくり

- ◇身近な地域での交流の場づくり (P. 54)
- ◇地域の特性に合った小地域福祉活動の支援 (P. 58)

② 幅広い年代が参加できる機会づくり

- ◇福祉を考える機会の提供 (P. 51)
- ◇大学や社会福祉施設、地域団体等の連携による地域福祉活動の参加機会の提供 (P. 51)
- ◇地域福祉事業・団体への支援体制の充実 (P. 55)

重点プログラム3

地域共生社会の実現をめざした取組を進めます

本市では、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供し、高齢者の地域生活を支える仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築して様々な取組を推進しています。

しかし、近年、地域における福祉課題は高齢者だけではなく、障害者や子ども・若者や子育て家庭等に対しても、複層的で多様な課題への対応が求められており、分野横断的な包括した支援体制の構築が必要な状況となっています。

今後、「地域包括ケア」の理念を障害者や子ども・子育て家庭等への分野にも広げることで、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する「地域共生社会」の実現をめざすため、分野横断的な包括的支援体制の構築に取り組んでいきます。

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ◇地域ケア会議の開催 (P. 57)
- ◇在宅医療・介護の連携 (P. 57)
- ◇介護予防・生活支援体制の整備 (P. 57)

② 分野横断的な包括的支援体制の構築

- ◇社会参加・生涯活躍社会の構築に向けた取組の推進 (P. 52)
- ◇包括的な相談支援体制に向けた取組の強化 (P. 61)
- ◇地域住民が主体的に公的支援と協働して地域課題の解決を試みるための体制整備 (P. 58)
- ◇共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス (P. 66)

重点プログラム4**災害や感染症への備えを進めます**

本市では、「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」に基づいて、災害時に高齢者や障害のある人で支援が必要な人が安心して避難できるよう、地域での支援体制づくりを進めていますが、全国各地で多発する地震・風水害等災害の発生、また本市でも独居高齢者や高齢者のみの世帯等が増加している状況から、災害時の支援体制を一層強化する必要があります。

また、地域福祉活動や施策・事業の展開において、あらゆる感染症に対して必要な支援・情報提供・対策等を講じるとともに、「新しい生活様式」による新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底を図ります。

① 災害時の支援体制の充実

- ◇災害時要援護者への避難支援（P. 65）
- ◇地域の防災体制づくり、防災訓練の促進（P. 65）
- ◇福祉避難所の確保（P. 65）

② 感染症対策への取組

- ◇感染症対策の推進（P. 66）

第5章 計画の推進に向けて

1. 協働体制による計画の推進
2. 計画の評価

1. 協働体制による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域住民組織、福祉サービス事業者、関係機関・団体、市社協と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

(1) 地域住民の役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動やボランティア活動等に積極的に参加したり近隣と協力したりして、自らの課題や地域課題の解決に向けた取組を行うように努めます。

(2) 福祉サービス事業者の役割

高齢者・障害者・子ども等への各種福祉サービスの充実は、地域住民が本市に住民として住み続けるために必要不可欠です。市内のどの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は市と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

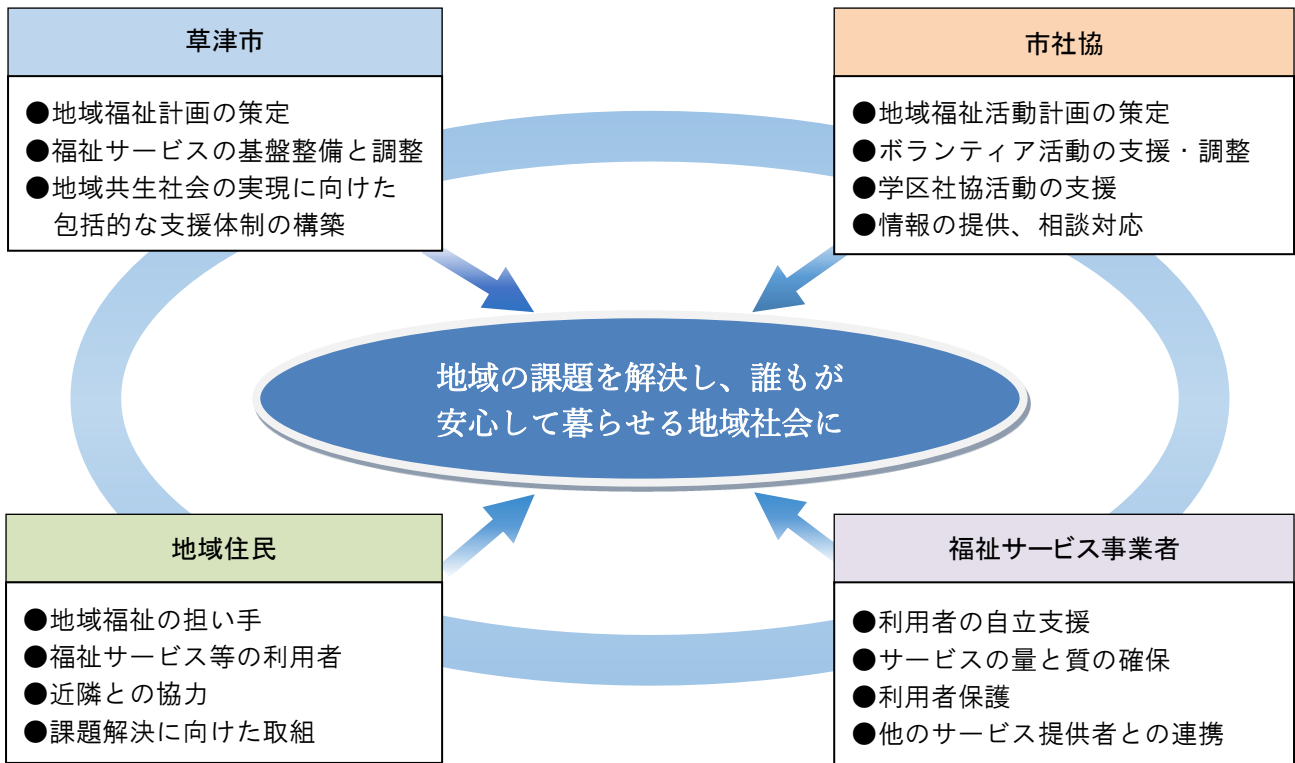
(3) 市社協の役割

地域福祉の推進を使命の一つとする市社協は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む組織です。市社協は市と連携する中で、ボランティア活動、福祉意識の啓発、人材育成、学区社協活動の支援、相談事業等、地域の実情に応じたサービスや支援に取り組めます。

(4) 市の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、市社協や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民組織、NPOやボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に対応した施策を推進します。

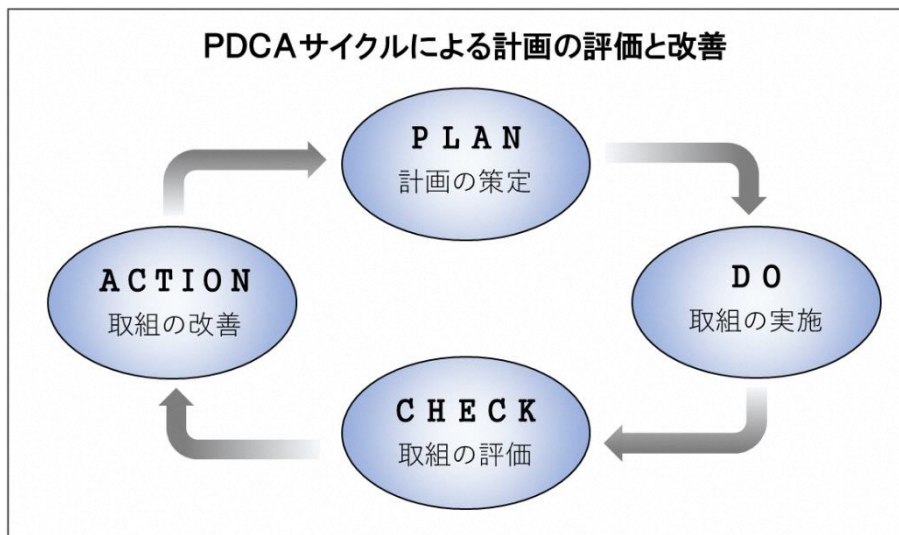
【各主体の役割】



2. 計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、市社協や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民組織、NPO やボランティア団体等および関係課や関係機関と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域における地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理を定期的に行うとともに、PDCA サイクルによる評価を実施します。



資料

1. 草津市附属機関設置条例
2. 草津市附属機関運営規則
3. 草津市地域福祉推進市民委員会委員名簿
4. 策定経過

1. 草津市附属機関設置条例

平成25年 3月29日

条例第3号

改正 平成25年 6月30日条例第23号
 平成25年10月24日条例第32号
 平成25年12月25日条例第42号
 平成26年 3月31日条例第2号
 平成26年 3月31日条例第4号
 平成26年 3月31日条例第13号
 平成26年 7月 3日条例第17号
 平成27年 3月31日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に規定する組織として設置する附属機関（以下これらを「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

3 市は、水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の附属機関として別表第3の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2および別表第3の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関および管理者が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月30日条例第23号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則（平成25年10月24日条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市社会福祉施設整備審議委員会は、改正後の第2条第1項の規定により設置する草津市社会福祉法人等審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

付 則 (平成25年12月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第27条ならびに次項および付則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条に1項を加える改正規定、第3条第1項および第4条の改正規定、別表第1草津市バリアフリー基本構想策定協議会の項の次に1項を加える改正規定、別表第2草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に1項を加える改正規定ならびに別表第2の次に1表を加える改正規定ならびに次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市上下水道事業運営委員会は、改正後の第2条第3項の規定により設置する草津市上下水道事業運営委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

(草津市中心身障害者福祉対策審議会条例の廃止)

3 草津市中心身障害者福祉対策審議会条例(昭和57年草津市条例第10号)は、廃止する。

付 則 (平成26年3月31日条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年7月3日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条第1項、第3条第1項関係)抜粋

名称	担当事務	定数
草津市地域福祉推進市民委員会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める草津市地域福祉計画の評価および変更ならびに地域福祉推進の方策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

2. 草津市附属機関運営規則

平成25年4月1日

規則第35号

改正 平成25年7月1日規則第48号
 平成25年11月1日規則第57号
 平成25年12月25日規則第59号
 平成26年3月31日規則第6号
 平成26年4月1日規則第22号
 平成26年8月1日規則第59号
 平成27年4月1日規則第25号
 平成27年4月1日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織（以下「分科会等」という。）を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市一般職員懲戒審査委員会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、これを廃止する。

(1) 草津市一般職員懲戒審査委員会規則（昭和57年草津市規則第29号）

(2) 草津市一般職員分限審査委員会規則（平成23年草津市規則第32号）

(任期の特例)

3 第3条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から市長が別に定める日までとする。

付 則（平成25年7月1日規則第48号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により草津市子ども・子育て会議の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

3 この規則の施行日以後最初に委嘱される草津市子ども・子育て会議の委員（前項の規定により委嘱されたものとみなされる者を含む。）の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわら

ず、平成27年3月31日までとする。

付 則（平成25年11月1日規則第57号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市社会福祉施設整備審議委員会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により草津市社会福祉法人等審査会の委員に委嘱されたものとみなす。

（任期の特例）

3 前項の規定により草津市社会福祉法人等審査会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

付 則（平成25年12月25日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第2草津市あんしんいきいきプラン委員会の項の次に草津市障害者施策推進審議会の項を加える改正規定および次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

（草津市中心身障害者福祉対策審議会条例施行規則の廃止）

2 草津市中心身障害者福祉対策審議会条例施行規則（昭和57年草津市規則第12号）は、廃止する。

付 則（平成26年4月1日規則第22号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項および第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年8月1日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年4月1日規則第25号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1草津市クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定および別表第2草津市クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年4月1日規則第31号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第10条関係）抜粋

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市地域福祉推進 市民委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉関係団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他市長が必要と認める者	健康福祉部社会福祉課

3. 草津市地域福祉推進市民委員会委員名簿

作業中

4. 策定経過

作業中